

平成16年6月16日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	13 番	井手常道
2 番	伊東茂	14 番	青木幸平
3 番	福井正	15 番	中村清
4 番	水頭喜弘	16 番	谷口良隆
5 番	橋爪敏	17 番	中島邦保
6 番	山口瑞枝	18 番	吉田正明
7 番	中村雄一郎	19 番	谷川清太
9 番	森田峰敏	20 番	松尾征子
10 番	北原慎也	21 番	中西裕司
11 番	寺山富子	22 番	小池幸照
12 番	岩吉泰彦		

2. 欠席議員

8 番 橋川宏彰

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	田中義明
局長補佐	坂本芳正
管理係長	迎英昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総務部	長	唐	島		稔
市民部	長	坂	本	博	昭
産業部	長	山	口	賢	治
建設環境部	長	江	頭	毅	一郎
企画課	長	北	村	建	治
総務課	長	山	本	克	樹
財政課	長	藤	田	洋	一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長		堤		節	代
税務課	長	北御門		敏	則
福祉事務所	長	平	石	和	弘
保険健康課	長	井	手	讓	二
農林水産課	長	中	橋	孝	司郎
商工観光課	長	福	岡	俊	剛
都市建設課	長	中	川		宏
環境下水道課	長	藤	家	敏	昭
まちなみ活性課	長	松	浦		勉
水道課	長	井	手	清	治
収入役職務代理者 会計課	長	森		久	幸
教育委員	長	江	崎	サ	卜子
教育	長	小野	原	利	幸
教育次長兼庶務課	長	北	村	和	博
生涯学習課長兼中央公民館長		中	村	博	之
農業委員会事務局	長	一ノ瀬		健	二
監査委員		江	口		徹

平成16年6月16日（水）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成16年鹿島市議会6月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
4	6 山 口 瑞 枝	1.映像メディアが子どもの心身に及ぼす影響とその打開策 (1) テレビ、ビデオ、パソコン等の影響 (2) 『ノーテレビデー』への取り組み  2.スポーツで『地域づくり』支援施策 (1) 総合型地域スポーツクラブ (各種競技団体、体育協会、民間の同好会など総合型クラブの設立)  3.棚田農業について (1) 中山間地域の基礎整備と景観保全、都市住民との交流への活路  4.公共施設の遊具の安全性 (1) 児童公園の緑地化 (2) 運動広場のトイレ整備
5	4 水 頭 喜 弘	1.介護保険制度について (1) 効率的な介護予防の確立を  2.少子化対策について (1) 小児・児童対策について (2) 児童手当について (3) 子どもの安全対策について  3.電子市役所の取り組みについて (1) 市役所へのIP電話導入について (2) 庁内LAN整備の考えは (3) 市のHPについて
6	11 寺 山 富 子	1.市町村合併について  2.有事法制について (1) 自治体や事業所等にもたらす影響と責務は (2) 市民の暮らし等への影響が考えられることは

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

## 日程第1 一般質問

### ○議長（小池幸照君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、6番山口瑞枝君。

### ○6番（山口瑞枝君）

皆さんおはようございます。6番山口瑞枝でございます。通告に基づきまして一般質問をいたします。私の一般質問は、大きな4点についての質問でございます。

まず、1点目、映像メディアが子供の心身に及ぼす影響とその打開策という点について質問をいたします。

昨日も松尾征子議員の方から、このメディア関係の質問について一部同じような質問がなされておりますけれども、また違った方向からの観点もございますので、重複する点もございますが、質問をしていきたいと思っております。

子供は本来、外で泥まみれになって、友達と遊ぶ中で成長していくものでした。ところが、今、日本の子供たちはほとんど外遊びをせずに、テレビやビデオなどの映像メディアと長時間向き合っており過ぎております。このことにより子供たちの体に変化が起り始めています。

昭和50年代ごろより高度経済成長で子供の遊び場である空き地が減少し、子供たちの体力低下が問題になり始め、身体機能調査によりますと、筋力の低下、視力の低下、体温調節能力に異常が起きていることが判明しております。現在に至っては、ますます外遊びをしなくなったと言われ、世界でも最悪であるとしております。

1998年、国連の子どもの権利に関する委員会は、日本の子供たちは発達上の障害にさらされていると指摘をしたほどです。なぜこのようなことになったのか、その原因として、日本の子供の映像メディア漬けが挙げられております。日本でテレビ放送が始まったのは昭和28年、1953年ですが、昭和60年代以降、テレビ、ビデオ、テレビゲームといった映像メディアが普及し、今や子供の部屋にまで入り込んでいるのが普通です。

平成13年、日立家庭教育研究所の調べによりますと、3歳児の27%が1日4時間以上テレビやビデオを見ている。また、小・中学生の約半数が漫画や携帯電話を加えたメディアへの接触時間が1日平均6時間以上で、身体的機能を発達させる時期に、子供たちは室内でほとんど座ったままで娯楽に興じているとされております。文部科学省の平成14年度体力運動能力調査によりますと、小学校高学年の男女とも、50メートル走やソフトボール投げにおいて、親世代の同時期の平均記録を大幅に下回っており、特に男女ともひどいのが背筋力で、高校3年生の背筋力指数は30年前の小学生の男子の数値まで低下しております。

また、長時間のテレビやビデオの視聴は視力を低下させ、15歳のおよそ3分の2、63.8%が視力1.0未満。特に問題なのが左右の視力の差が0.3以上ある子供がふえているというこ

とです。これはテレビなどの平面画像ばかり見続けたために、対象物を立体的にとらえるという機能が育たないために起きるということです。また、テレビ漬けが脳にもたらす悪影響も指摘され、ゲームの怖さについての本の中に、人間の脳の中の論理的思考をしたり、感情をつかさどる高度な働きをする部分である前頭前野——前の部分ですね——がテレビゲームをしている間は働かない。さらに長時間テレビ漬けになっていると、理性が働かず、激情型になりやすいと指摘しております。このことは、テレビや携帯電話のメールなどでもゲームをしているときの同じ脳の状態になるとしてしています。

これらのことから、まず1点目、テレビ、ビデオ、パソコン——これはインターネット接続を含みますが、これらのことが子供に及ぼす影響を本市としてどのようにとらえられているのか。

2点目、また1日メディアと向き合っている時間の調査等を実施されたことはあるのか。きのうもそのことについて質問があっていたようでございます。

3点目、メディアの使い方についての指導をどうされているのか。

今回の佐世保の事件は、私たちの想像もつかぬ子供の心の中に潜む感情の変化をただ私たち大人は呆然とするばかりで、この解決法についてはまだ見出せないような状況であります。文部科学省は児童・生徒の情報活用能力の育成を目指し、小学校段階でも各教科の総合的な学習でコンピューターやインターネットの積極的な活用を図られてきましたが、情報モラルについての適切な指導がなされていなかったのではとっております。今後の情報モラルについての指導のあり方もお尋ねをいたします。

子供はメディアに接することになれてはいるが、適切に使うことにはなれていないと言われております。新しいメディアの活用方法について、学校教育が責任を持って小学校段階から指導しなければならないとしております。本市としての考え方をお示ししたいと思っております。

2点目の、これらのことを踏まえ、「ノーテレビデー」への取り組みを提案したいと思っております。

今の子供たちの映像メディア漬けから子供たちを救おうと、数年前から各地で「ノーテレビデー」の取り組みが始まっています。月に1回、もしくは数日、全くテレビを見ない日をつくろうという運動で、これは保育園や学校、自治体が家庭に呼びかけています。テレビによって家族のコミュニケーションが失われて久しいですが、今、テレビをつけないことによって、個々が家族を見詰め直しています。自分、そして家族にとってテレビはどんな存在なのかを振り返るいい機会だと考えますので、提案いたします。

次に、大きな2点目です。スポーツで「地域づくり」支援策ということで、総合型地域スポーツクラブ、各種競技団体、体育協会、民間の同好会などを含めた総合型クラブの設立についての質問です。

本市におきましては、6地区の体育館設置、蟻尾山運動公園の整備、野球場、陸上競技場、そしてテニスコートなどスポーツ施設の整備が順調に進み、スポーツ活動の充実が図られているところです。しかし、地域の体育館や運動場がフル回転しているという状況まではいかないと思っております。現在、子供同士の異世代交流や地域とのかかわりの薄い世代の方策として、スポーツを通して地域づくりを行う総合型地域スポーツクラブの設立についてのお尋ねをいたします。

この総合型地域スポーツクラブは老若男女、競技歴を問わずに、だれでも参加できるスポーツ活動を地域全体で支えていこうとするものです。既に全国で830以上ものクラブが育成されています。一例を挙げてみますと、富山県の福野町のNPO法人福野スポーツクラブは、平成8年、当時は文部省と言っておりましたが、この総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業を活用し、既存のスポーツ団体と連携してクラブを設立、平成14年にはNPO法人格を取得されています。総合型クラブができる前と後では、地域のスポーツのあり方は大きく変わったと言われていています。この福野町はもともとスポーツの盛んな土地柄でもありましたが、各種競技団体や体育協会、民間の同好会などがおのおの活動しており、クラブ設立当時は総合型というよりは連合型で、年に数回、共同でイベントを行う程度であったが、福野スポーツクラブが設立されると、そうした状況はまさに一変したということです。

例えば、ジュニア世代を対象にした剣道教室では、小・中・高校生が一緒になって練習に汗を流す。地元の剣友会、各学校の剣道部の顧問の先生などが協力して指導に当たる。合同練習をすることで競技力も向上し、指導にも厚みが生まれ、これまでなかった団体や立場の違いを越えた交流の場ができるということです。また、多くの会員のニーズにこたえるため、キッズ、ジュニアの世代別コース、体力に応じたヘルスアップ、チャレンジ体験教室、競技志向のアスリートコース、年齢を問わず楽しめるコミュニティーセミナーなどさまざまなプログラムがあり、地域の体育館はフル回転しているということです。20代の若者が子供の指導に当たるなど、地域とのかかわりの薄かった年代にも活動が浸透し、行く行くはクラブで汗を流した子供たちが大人になって再び地域で指導に当たるといった大きな循環が生まれ、地域全体のスポーツ環境の向上につながり、地域づくりの基本になっていくのではと思っております。

そこで質問ですが、本市においても体育協会を初め各種競技団体、民間の同好会などがおのおの活動しておりますが、特に財団法人となりました体育協会については、まだ相当の運営補助がなされており、法人化される前の体育協会との違いが見えにくいという声もあります。体育協会の自主的な運営はどのようなことがなされているのか、また既存の各種競技団体、民間の同好会を含めたスポーツクラブへの補助、助成金等の状況はどのようなになっているのか質問をいたします。

この際、スポーツで地域づくり支援策として、総合型地域スポーツクラブの設立で窓口を

一つに集約し、いずれはNPO法人格としての活発な地域づくり活動を支援する施策も考えるべきだと思いますが、この点についてもお答えをいただきたいと思います。

次に、大きな3点目、棚田農業について質問をいたします。

中山間地域の——ここの訂正をお願いいたします。「基礎整備」と書いておりますけれども、「基盤整備」の間違いです。中山間地域の基盤整備と景観保全、都市住民との交流への活路ということで質問をいたします。

90年代に入りますと、米、果樹の相次ぐ生産調整による減反政策、農産物の貿易の自由化が進められ、それと時を同じくして、少子・高齢化の波は農家の後継者不足で、特に中山間地域における本市の農業も厳しい状況に追いやられてきました。昭和63年には3カ年計画による果樹の生産調整により、莫大な資金を投入して整備された多良岳パイロットのミカン園の約25%が廃園となり、その後、一部の植栽されたところを除き、手を入れることなく荒廃園となり、オレンジベルトと言われた面影はなく、その姿を変えてしまいました。生産調整に限らず、農家の高齢化、後継者不足は放棄園となり手つかずの状態であります。

こうした国の政策は果樹園に限らず、水田も同様であります。特に山間地域における山田と言われる小狭地水田、これが今、棚田ということになっておりますけれども、これは里の圃場整備が進む中、なおざりにされてきたと思っております。こうした水田は先人が石積みをし、知恵と工夫で治水、この水路を確保し、日本の農業と国土安全、農民が稲作に生涯をかけた姿でもありました。俗に言う棚田、地域によっては千枚田、鎧田とも言いますが、かつては水田としてダムの役目を果たし、環境保全としても大きな機能を果たしてきました。私は今こそ棚田、小狭地水田を見直し、地域間交流や都市住民との交流の場として再生すべきであると考えます。

本市の環境基本計画も「豊かな水と緑に囲まれた自然鹿島」とうたっております。田園風景の保全と活用として、遊休農地の把握、活用、農業生産基盤の整備、触れ合いについては、農業と触れ合う機会の提供、農村集落との交流などが施策の方向性として示されています。後継者不足、高齢化で荒れ果て、休耕田や休耕園となっている中山間地域の基盤整備や景観保全、都市住民との交流こそが棚田農業の姿だと考えます。棚田が息を吹き返し、地域の就農、定住の支援となり、地元が元気を取り戻せるような方策についてお聞かせをいただきたいと思っております。

最後の4点目、公共施設の遊具の安全性についてです。

児童の遊具による指切断事故等の発生を受け、本市においても児童公園を初め、学校、幼稚園、保育園と公共施設の遊具の点検が行われたと思っておりますが、まずその点検結果をお聞かせいただきたいと思っております。

今、子供たちに必要なのが外遊びのできる場所だということは、大きな1点目でも述べましたが、高度経済成長期以降、原っぱや空き地、ここにはマンションや工場が建ち並び、路

地にも車が入り込むなど、子供が自由に遊べるスペースが激減しました。まだ、本市の市街地や中心部においては大都市の状況よりは恵まれた環境にあるとは思いますが、まず1点目、児童公園の緑地化についてお尋ねをいたします。

児童公園といえば、たくさんの遊具や砂場があったり、整備の整った遊び場というのを想像いたしますが、私は子供の遊び場は緑の原っぱであると思っております。子供が安心して伸び伸びと遊べる、そして、はだしで駆け回られる場所であってほしいと思っております。遊具をたくさん設置するのもいいでしょうが、これには危険性、事故も多く、常に定期的に点検、補修する必要があります。これはもう当然のことです。この古くなった遊具については、今補充をされたり、また新しく設置をされておりますけれども、補充するのではなく、撤去をして、遊具のない、芝を植えた広場、公園も必要じゃないかと考えます。木陰のできる樹木が植えられ、芝の間からはところどころ野の花や草が芽生え、そこには小さな虫やアリがいて、そこを駆け回ったり、寝転がったり、遊具はなくても遊びの工夫をしながら時間を過ごす、こういったこれからの公園は緑の樹木と芝だけの何にもない原っぱに近い自然公園に変わっていくべきだと考えます。

今後、当市においても、空き地や公園整備の予定箇所はどのくらいあって、どういうふうな公園を考えられているのかお尋ねをいたします。

次に、小さな②の運動広場のトイレ整備についてですけれども、この件につきましては主に私は祐徳グラウンドのトイレのことでお尋ねをしようと思っておりましたけれども、今回補正でお金が出ております。予算化されておりますので、考え方について質問をさせていただきます。

各広場の運動公園のトイレは、公共下水道区域等についてはすべて水洗化されておりますけれども、やっぱりトイレの中では祐徳グラウンドのトイレは3Kと言われておまして、汚い、臭い、危険ということで、本当に私たち古枝地域の元婦人会と言っておりましたけれども、今は女性部ということで、トイレの清掃を週に2回、月に8回程度清掃をさせていただいております。その中で特に夏場のおいひの強さとか、本当に汚いと言ったらいけませんけれども、汚いのを掃除するのは私たちの務めでございますけれども、そういった状況にありました。

また、あそこは市内でも珍しく——珍しくもないでしょうけれども、下が見えるといったようなことでございまして、うんのつき、うん返しというのがありまして、なかなか……。それから便槽の方も大きいと言われておりますけれども、掃除をするたびに、できるだけ水を入れないような状態で掃除はしておりますけれども、やはり月に数回のくみ取りが必要なくらいに大変不便さを感じております。夏は特に蚊の発生とか、においがひどくなりまして、一生懸命清掃はさせていただいているもので、どうしたものかというようなことを要望しておりましたが、今回、区長会を初めいろんな方々の御支援をいただいて、一時的ではあ



りますけれども、応急的に予算をつけていただいて、簡易水洗トイレにするというようなこととございます。しかし、ここは公共下水道区域ではございませんので、今後ここに、やっぱり短絡的に応急的にするのではなくて、今後の運動広場等のトイレの計画についても、どのように考えていかれるのかをお尋ねをしたいと思っております。

以上、1回目の質問です。

**○議長（小池幸照君）**

北村教育次長。

**○教育次長（北村和博君）**

6番山口瑞枝議員の御質問にお答えいたします。

映像メディアが子供の心身に及ぼす影響と対策についてということで、まず最初にテレビ、ビデオ、パソコン等が子供に及ぼす影響をどのようにとらえているのかということでございます。

まず、悪影響の方から申し上げます。言葉で反応しても応答がないために言葉の発達を阻害するということが、コミュニケーションの能力のおくれがあります。また、話しかけが少なくなるために親子の交流やスキンシップが減るということで、親子関係の悪化をとらえております。バーチャルな世界を現実世界として思い込むおそれがあるために、道徳性の欠如等も悪影響ということでとらえております。また、身体への影響といたしましては、視力の低下、体力の低下の要因となり得るということで、そのような悪影響をとらえております。

また、好影響といたしましては、テレビやビデオの内容によっては、子供たちの豊かな心を養う手段となるということ、またストレス解消の一つとなり得る場合もあるということ、そしてタイムリーな情報を得られることもあるということで好影響が上げられます。

これまでに、一日メディアと向かっている時間の調査をされたことがあるのかという御質問でございます。

ある小学校で調査をいたしておりまして、これは1日平均の時間でございます。小学校1年生で2時間4分、小学校6年生で2時間37分ということで、この学校の日テレビ、ビデオに向かっている視聴時間につきましては、2時間29分という平均時間でございます。割合といたしましては、一日3時間以上視聴している率が15%、1時間以内の割合といたしましては11%という調査結果が出ております。

メディアの使い方についての指導をどうされるのかということでございます。

テレビ視聴率における指導でございますけど、目を大切にというようなことで指導の中で取り扱っております。また、適切な指導時間というのも行っております。また、ある学校では10月10日の目の愛護デーで、各学年で発達段階に応じた指導とか、土曜、日曜日の過ごし方について、テレビやゲームの時間等を指導いたしたりしております。

また、家庭と学校の連携した取り組みを申し上げますと、のめり込みの危険性について家

庭に呼びかけをいたしております。また、学校等で基本的な生活について家庭でやるべきことなどのお知らせをしたとか、学校の学年だよりの内容に定期テスト前に家庭での様子や過ごし方について家庭に働きかけをいたしております。

情報モラルについての適切な指導がなかったのではないかとということでございますけど、この御質問につきましては昨日の松尾議員の御質問にもお答えいたしました。鹿島市教育委員会では情報教育研究会を組織いたしております。各学年で身につけてほしい情報の活用能力及びモラル、マナーについての指導を行っております。今後はこれらのさらなる熟知と命の大切さ、相手を思いやる、相手の立場や気持ちを理解するなどといった福祉教育、道徳教育にも力を入れて指導していく必要を感じております。

映像メディアの活用方法について学校で指導していることを申し上げますと、食事をしながらの——ながらの視聴はやめるということ。先ほど申し上げましたように、時間を決めてテレビを見るということですね。そして、ビデオカメラ、デジタルカメラでの撮影をするときは相手の許可を得てから撮ること。また、インターネット等の情報につきましては、絶対的なものではないので、偏った見方のものもあるので、見きわめをすることが大切というような指導をいたしております。

本市の考え方といたしましては、家庭の中での利用については、保護者の意識の差によりまして実態はかなりの差があると認識をいたしております。学級懇談会やPTAの活動中で保護者についての適切な視聴、利用をお願いしていきたいと考えております。

最後になりますけど、ノーテレビデーの取り組みということでございます。

ノーテレビデーにつきましては、宮城県が平成17年度から第3日曜日をノーテレビデーとすることを決定して、親子のコミュニケーションや読書の時間をふやすという目的で取り組みがなされるという情報があります。当然強制力はありませんが、会話や読書の意義を再認識するきっかけになればというような取り組みでございます。

また、宮崎県のあるPTAの取り組みといたしましては、毎月1回をノーテレビデーとしながら、なるべくテレビやゲームに接しないと、映像メディアのない生活のよさを親子で見つけてほしいということで実施をされております。結果といたしましては、ほぼ半分の家庭で実施をされまして、静かで家族の会話がふえたとか、食事中によそ見をしなくなったというような感想がっております。

教育委員会の考えといたしましては、教育委員会からの指導ではなく、まずテレビについては親子での話し合い、またPTAや地域での取り組みでそういうことで取り組みができればということで認識をいたしているところでございます。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

私の方からは2番のスポーツで「地域づくり」支援施策、それから4番の公共施設の遊具の安全性の中の運動広場のトイレ整備についてお答えいたします。

スポーツで「地域づくり」支援施策につきましては、まず体協の自主的な運営はどうなっているか、それから2番目が団体とか同好会への補助だったですかね、支援策、三つ目が総合型地域スポーツクラブで窓口を一本化し、NPO法人、そういったことについて、この3点だったと思います。

まず、体協の自主的な運営はどうなっているかですけれども、体協は財団法人であります。これは平成元年に法人化なされております。財団法人ですので、最初に危惧された基本財産とか、その利子などによって運営をされるというのが本来ですけれども、今日の経済状況においては財団法人といえども、何億円という基本財産やその利子では運営できないというのが状況であります。体協の基本財産というのが34,000千円ぐらいあります。その利子というのが16年度上げてありますのは10千円であります。大体42,000千円ぐらいの体協の予算ですけれども、市の方からは補助金、委託料、合わせて29,000千円ぐらい体協の方に支出をしているところであります。

事業としましては、体協でどんなことをやっているかといいますと、委託事業、自主事業ありますけれども、市民体育大会とかマリンスポーツ、それから陸上競技場を使いましたクロカンフェスタ、それから祐徳ロード、それから七浦のプールの方で今やっていますけれども、スイミングスクール、そういったものを年間通じてやっているところであります。

それから、団体、同好会への補助ですけれども、これは九州大会、それから全国大会の出場に対して、市の方は補助をしております。これは体協も同じようにやっております。市が対象としておりますのは中学生まででありまして、体協は高校生以上となっております。九州大会が1人3千円、全国大会が5千円というふうな内容になっております。ほかの支援策ということになりますけれども、こういった施設を使うのは受益者負担というのが基本だと思っておりますので、その利用料金については安く設定をしているところであります。そういうことでの支援策と考えております。

それから、総合型地域スポーツクラブで窓口を一本化しNPO法人、この辺につきましては、鹿島市がスポーツの振興ということで進めておりますのは、市民がおのおのの年齢とか興味、関心、また体力に合わせて、いろんな場、機会ですスポーツができるような環境づくりをすることが鹿島市が掲げておりますスポーツの振興であります。

その中で、例えば、主要な施策としまして、指導者の充実とか、団体・クラブの育成強化、それから施設の有効利用、スポーツの生活化、そういったものを進めておりますけれども、これは総合型地域スポーツクラブの特徴であります三つの多様性というのがあります。一つは種目の多様性、二つ目が世代や年齢の多様性、三つ目が技術レベルの多様性というのがあります。これは単一スポーツ種目でなく、複数の種目が用意されておいて、子供からお年寄

りまで、また初心者から、かなりのレベルの競技者まで、あるいは楽しみ志向の人までとか、地域住民の皆さんだれもが集い、それぞれが年齢とか興味、関心、体力、技術、技能レベルなどに応じて活動できるというものでありまして、鹿島市が進めていることが総合型地域スポーツクラブの内容と大体方向性としては同じじゃないかと考えています。

そこで、鹿島版の総合型地域スポーツクラブを進めるために、今考えておりますのは、運営とか管理の一元化、窓口の一本化、それから指導者の派遣とか、そういったことに関しまして、体協をメインに推進することが一つの方策じゃないかと考えております。

そのはしりとしまして、今回、体協の事務局を、今まで武道館と七浦の体育館にありましたけれども、陸上競技場の方に移転して一元化をしております。これが窓口の一本化のきっかけになるんじゃないかと思っております。また、施設の管理の集約化、それから人事のスリム化、そういったことが今動き出しているところでもあります。体協の事務局が競技場に移ったことで、市民にとっては利用がしやすいとか、体協自体にとりましても機動力といいますか、そういった面で強化されたとか、そういうことで評価をいただいているところでもあります。

次に、公共施設の遊具の安全性の運動広場のトイレ整備ですけれども、今後、運動広場のトイレ整備をどうするかということですが、山口議員が言われました祐徳運動広場につきましては、古枝地区の振興会の女性部の皆さんが各部落当番制で順番に清掃に当たっていただいております。大変感謝をしているところであります。今回、簡易水洗にしましたけれども、やはりさっき言われた大便器のしぶきというのか、おつりが来るというふうなことがあっておりました。悪臭とか蚊が多いとか、そういうことで、今回、簡易水洗の工事をすることになっております。ほかの広場につきましては、生涯学習課の方で管理をしております横田の運動広場、西三河内とかいろいろありますけれども、それにつきましてはすべてくみ取り式のトイレであります。これにつきましては、今後、水洗化とかそこまでは今の段階では考えてはおりません。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

中橋農林水産課長。

**○農林水産課長（中橋孝司郎君）**

6番山口議員の棚田の農業についてということで答弁をしたいと思います。

まず、御質問は棚田が元気を取り戻せる施策をということで御質問をいただいております。非常に難しい御質問ですが、まず鹿島に棚田がどれくらいあるかということをして14年度に調査をいたしております。これは各部落に問い合わせをして、10部落で約61ヘクタールございます。特に多いところが、早ノ瀬、鮎越、嘉瀬ノ浦ということで、この棚田のとらえ方もそれぞれあるようですけれども、このような状況で鹿島の方には分布いたしております。それで、

特に鹿島の棚田の特徴は、よそで一般的に言う棚田百選に載るような、そういう大きい棚田が非常に少なくありまして、特に鹿島で棚田があるのが、藤ノ瀬の日当山の棚田、それから中木庭の棚田の一部ということで、これは市内でも一応棚田として皆さんが見ているようなところがございます。

それで、この棚田の政策については、佐賀県棚田地域保全活動支援事業ということで、13年度から始まっておりまして、これを受けて鹿島の方でも音成地区、中木庭地区、鮎越地区あたりを今まで取り組んでまいりました。それで、先ほど議員申されますように、棚田の管理運営というのが非常に今の農政の中で一番厳しい部分がございます。特に高齢者、担い手不足という部分で、ここの部分が非常に厳しいということで、現在の施策としましては、これは中山間地に当たります。それで中山間地の直接支払いの地域にあたりまして、鹿島の場合は39集落、2,057戸が対象になって、1,400ヘクタールが対象になっています。金額的には146,076千円が支給をされていまして、半分が集落で整備をやっていくということと、あと半分が個人に支給という形で今と行っています。

それで、この棚田については、昨年6月、佐賀県の佐賀棚田ネットワークというのができ上がりました、ここには県内で24市町村が加盟をいたします。これは鹿島市も加盟をいたしております、昨年からの棚田を対外的に売り出そうということで行っているところでございます。それで、ホームページを開設いたしておりますので、鹿島の場合は中木庭地域をホームページの方に載せております。それで、ホームページに載せているのは棚田だけじゃなくって、その周辺、奥平谷キャンプ場から自然の館、平谷温泉も含めて、その周辺の状況を今載せているところでございます。

これからの棚田の鹿島市としての取り組みということでございますが、先ほど申されますように、中山間地域の一つの地域としての取り組みを今後やっていきたいというふうに思っています。それで、今から計画があるのが、御存じのとおり中山間地域の総合整備事業がことしから具体的に動き出しております。それと、多良岳の多良岳地区広域農道第5期地区、鹿島地区の部分がことし採択になりました。そういうことで、樹園地の中をこの農道が通るということで、中山間地域の一つの起爆になりたいというふうに考えています。

もう一つは、先日、定礎式がありました中木庭ダムの周辺整備とあわせてやっていきたいということで、その近辺にあります棚田と一緒に巻き込んだ一つのPRを今後行っていきたいというふうに考えております。

**○議長（小池幸照君）**

坂本市民部長。

**○市民部長（坂本博昭君）**

6番山口議員の4番目の公共施設の遊具の安全性の質問について、お答えをいたします。

市民部で管理をいたしております遊具は、市内9カ所の児童遊園に設置をされております。

て、市内9カ所の児童遊園が市民部の管理というふうになっております。そこで、その管理については通常は2カ所についてシルバー人材センターに、あと7カ所については地元の老人クラブとか住宅団地内の地元の方、その方々に管理委託を行っている状況です。

特にことし、今年度の初め4月ですけれども、高槻市の団地内の公園にある遊具で事故がございまして、全国的に問題になったわけですが、その情報は新聞等で見ましたが、直ちに翌日、管理している遊具の一斉点検を行いました。そこで、腐食しているとか緊急に修理が必要な遊具につきましては、直ちに修理を完了いたしました。そして、今すぐに修理が必要でないものにつきましても、消耗の度合いなどを見ながら段階的に補修をやっていきたくないと計画しております。

次に、児童公園の緑地化についてでございますけれども、議員が提言されますことにつきましては理解をいたしますけれども、今、福祉部門で担当いたしております児童遊園につきましては、ほとんどが住宅密集地や住宅団地内等に設置されておまして、ごく小規模の施設ばかりでございます。もう一つ、都市計画法でいう都市公園の中の児童公園というのはございますが、それとは別で、福祉部門では児童遊園ということで私の方では管理をいたしております。

さきに実施をいたしました子育てに関するアンケートの結果でも、市民の皆さんの御意見としましては、遊具が豊富で平地にあり、安心して遊べる公園が欲しいといった、そういった声があるのも事実でございます。

さらに、児童遊園と位置づけですけれども、法の規定などによりまして、広場には遊具の設置は必須条件というふうになっております。そして遊具をすべてなくすということはできませんけれども、今後、建てかえとか大規模改修とか問題が出てきたときには、その地域の方々に御要望、御意見等を伺いながら、そのときの実態に即した対応をしていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

中川都市建設課長。

**○都市建設課長（中川 宏君）**

私の方からは、山口議員御質問のうち都市公園についての遊具の安全点検結果と都市公園の緑地化について答弁させていただきます。

まず、4月でしたけれど、事故後の一斉点検の結果ですが、中川公園のシーソーやチェーンの遊具が老朽化等によりちょっと危険性がありましたので、撤去いたしましたところがございます。そのほかの都市公園については特に問題はございませんでした。なお、遊具の安全点検につきましては、常日ごろの点検とともに定期的には公園の安全点検マニュアルを作成し、それに基づき遊具の損傷や劣化などの点検を実施しているところでございます。

次に、遊具のない緑のある子供たちが自由に遊べる公園、広場という御質問についてでございますが、都市公園につきましての考え方をお答えいたします。

子供たちが外で自由に遊ぶということは、子供たちの想像力、主体性の発揮、心身の健康の継続、増進、社会性、協調性の確保等により影響があるということで、外で遊ばなくなったことが社会性の欠如など問題化する子供の背景にあるのではないかという見解もあるところでございます。その外で遊ばなくなった子供たちをいかにしたら外で楽しく遊んでもらえるようにできるのかが大きな課題でありまして、子供たちを引きつける公園の整備や子供たちの豊かな生活体験の場づくりと申しますか、そういうことでますます重要になってきていると言われているところでございます。

そのようなことから議員申されますように、自然に触れ合う場所とか伸び伸びと自由に子供が遊び回れる場所として、子供たちにとって魅力的な公園整備の視点は重要であると考えているところでございますし、そのような視点から御存じのように北公園の芝生広場などの整備をいたしたところでございます。

そこで、御質問の遊具のない緑のある公園の整備についてでございますが、先ほど市民部長からもありましたように、その御意見とは反対に遊具の設置要望もよくお聞きするところでございますし、また、もろもろのアンケートを見てみましても、公園への遊具の設置希望は高いところでございます。これらのことから、現在の財政状況などからすれば、新たな公園の整備にはなかなか取り組めないわけでございますが、今後、遊具の更新の検討をする場合などにつきましては、公園の設置目的にもよりますが、それらの御意見、議員の御意見などを参考にしながらその内容を決定していきたいと考えているところでございます。

また、公園の今後の整備計画についての御質問ですが、現在、鹿島市が具体的に持っております公園の整備計画は、今年度から平成17年度までの予定での蟻尾山公園東側広場約 1.3ヘクタールでございますが、その整備を計画しているところでございます。そのほかには具体的にはございません。

私の方からは以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

6番山口瑞枝君。

**○6番（山口瑞枝君）**

丁重な御答弁をいただいております。私も4項目にわたって質問をしましたので、今の答弁を書き取るのにちょっと苦勞をしております。第1点目の映像メディアが子供の心身に及ぼす影響ということは、昨日の松尾征子議員の質問に対する答弁にもありましたように、インターネットに接続している子供たち、あるいはパソコンが家にあるというような子供たちの割合は、中学校で半数近くになっているわけですね。ですから、そういったところでいろいろな精神的な問題もありますし、そのあたりを十分に指導をしていただいて、学校の

P T A、あるいは児童会、青少年育成会議等、それらの地域の方々とも一緒になって、子供のメディアに対するそういう対策を進めていってほしいというふうに思っております。——ちょっと済みません、資料……。

先ほど御答弁の中にもメディアによっては、いろんな発達障害が出るというようなことも御答弁をいただきました。ここにこういうことが書いてありました。乳児のいる家庭のためにとということでございますが、言語発達のおくれを指摘されましたけれども、言語発達や社会性のおくれが幼児の中に、テレビやビデオを長時間視聴している子供が多く見られ、視聴をやめると改善されたという報告が小児科医や子供の発達の専門家から出ているということです。日本小児学界では映像メディアが及ぼす子供の発達への影響をかんがみ、また文部科学省では子供1万人を対象にテレビやテレビゲームが子供の脳の発達に与える影響を5年間継続で調査するというような計画をしております。

私たちの子供がまだ小学校に行っているところは、ちょうどゲームがはやっております、P T Aの中でゲームをしないようにとか、ゲームは与えないようにというような運動をやった記憶があります。ですから、学校もP T Aと色々なことの中でそういったメディア、あるいはテレビゲームを中心にそういうことがないような指導をしていただきたいと思います。議員の中にはP T Aの会長さんも今度いらっしゃいますので、特に中学校の方では、そういうことも十分に話をさせていただいて、子供に対する指導もやっていただけたらなあというふうに考えております。

こういった先ほど申しました言語発達のおくれ、社会性のおくれというようなことで、行政に限らずいろんなところで広報をしながら呼びかけているというところもありますので、一つの例として2歳以下の子供にはテレビ、ビデオを長時間見せないようにしましょうとか、内容や見方によらず長時間の視聴は言語発達がおくれる危険性が高まりますよとか、テレビはつけっ放しにせず、見たら消しましょう。乳幼児にテレビやビデオを一人で見させないようにしましょう。見せるときは親と一緒にいて子供の問いかけに答えたり、一緒に歌ってやったりしましょう。授乳中や食事中はテレビをつけないようにしましょう。乳幼児にもテレビの適切な使い方を身につけさせましょう。見終わったら必ず消す。ビデオは繰り返し見ないこと。子供の部屋にテレビやビデオを置かないようにしましょう。こういったような呼びかけもしていかれるのがいいんじゃないかというふうにも考えております。

また、6歳から12歳までのインターネット接続は、本市では大体53.1%というきのこの御答弁がございましたけれども、全国的に見ますと61.9%ですので、鹿島市もそれに近いような数字が出てくるということでもあります。ネット社会では情報と精神がアンバランスであり、現実と体験が整わないままメディアやテレビによって精神が失われるというふうに言われておりますので、やっぱり子供たちと接触したり話したりするときには、昔から相手の目を見ながら話しなさいというようなことも言われておりましたので、やはり私たち親としてもそ



ういったところに気をつけて見るようなことをしなければならぬなあというふうな気がいたしております。

それから、2点目のスポーツで地域づくり支援策ということで、今本市のスポーツの状況は詳しく御説明をいただきましたけれども、やはり体育協会の運営というのは、近年の経済状況では基本財産の利息での運営というのもなかなか難しいというようなことでございますけれども、やはり今聞いておりましたら、体育協会が今やっていらっしゃるということのは以前からあった鹿島市のいろんなスポーツに関する行事、市民大会とかクロカンフェスタ、そういうものを丸々丸抱えでやっていらっしゃるということで、新しい運営というのには余り感じておりません。そのままのものを引き継いでいらっしゃるというようなことがありますので、総合的なスポーツクラブを鹿島市もそれに合ったようなことをやっているということでございますので、いずれはそういうふうなスリム化をするということであれば、スポーツクラブの窓口を一本化するということも本当に大切じゃないかなあというふうに思っておりますので、そのあたりを十分に協議されて、このスポーツに対する運営補助金というものの使い方、スリム化を考えていただきたいと思いますと思っております。

それから、棚田農業についても、今至るところで、そういう棚田施策というのが行われておりまして、先日も有名な今大変話題になっております東松浦郡相知町の蕨野の棚田というのが大変整備をされて、今たくさんの方がそちらの方に注目をされているということで、先日も13日、棚田ウォークということで約1,000人の方がそちらの方で楽しまれたということでございます。本市の議員さんの中にも参加された方もいらっしゃるようですので、やはりいやしという言葉が現在ありますが、そういったところを求めて、いろんな方がそういうところを見ながら心をいやすというような場所であってほしいというふうに思っております。

私も先日の日曜日に鹿島市内の棚田と言われるところも至るところを回ってみました。おっしゃるように、鮎越から中木庭ダム、田植えが終わってございましたけれども、やっぱり一番すばらしい景観でもありますけれども、でも大変だなあというような未整備のところもまた見てきましたけれども、やはりオレンジベルトと言われましたあの鮎越のパイロット一帯も荒廃園で無残な状況にあるということも確かです。こういうふうな総合基盤整備ということで本市としても考えていらっしゃいますので、やはりこういうところも、まずいやしの場所として整備されるのも、これからの農業も違った方向で考えられるようになっておきますので、棚田についてはそういった整備にますます力を入れていただきたいと思いますと思っております。

それから、都市公園ですけれども、次世代のアンケート調査を私も見ておりました。それで、遊具をたくさん設置してほしいというのが30数%あったと思いますけれども、やはり町中の児童公園については、それは義務づけられているということで遊具の設置も必要かと思っておりますけれども、遊びの工夫をできるような状況にするということもいいことじゃないか

と思います。それからまた、そのアンケートの中に雨の日の子供が遊べる場所というふうなことも書いてありましたが、やはり雨の日の屋根のある遊びの場所というのは、これは生涯学習課の方にかかわってくると思いますけれども、学校の施設とか、あるいは各地区の体育館、こういうところも日曜開放ということで何人ぐらの児童とか子供が遊びに来るかわかりませんが、わざわざ屋根のあるところをつくらなくても、そういった地区の公民館あたりや、それから体育館をもっともっと使っているような遊びの工夫をしながら、そこで過ごせるというような時間も場所の設定もされたらいいんじゃないかというふうに考えております。

トイレについては、やっぱりまだくみ取り式のトイレが何か所かあるようでございますので、これを私は3Kと申しましたけれども、汚いばかりじゃなくて、これは非常に危険なんです。祐徳グラウンドの方も小さい子供もよく利用しておりますので、足を踏み入れたりとか、小さい子供にトイレをさせるときには親御さんがそばについて、便器のふちにちり紙を置いて、そこに手を添えながらしないといけないというふうな状況でありました。ですから、まだくみ取り式のトイレが何か所かあるようですけれども、そのあたりも安全性の面から、そういうところも改良をしていかなければならないんじゃないかというふうに思っております。

そしてまた、祐徳グラウンドのトイレは、トイレの入り口から直接砂が非常に入り込みますので、どうぞ改修をされるようでありましたら、そこに少し段をつけていただいて。それから排水ですね、掃除した後の水の行き場がございません。あそこ側溝も詰まっておりますので、そういうところももう一度安全確認をされながら、外に小さな電気でもつけていただけたらというふうに思っております。そういうところの安全性を十分に配慮しながらの改修をお願いしたいと思います。

以上、2回目で終わりますので、総合的な答弁を教育長、市長、お願いいたします。

**○議長（小池幸照君）**

小野原教育長。

**○教育長（小野原利幸君）**

関係の分がたくさんありますので、幾つか総括的にということでございますので、申し上げます。

まず、1点目の映像メディアが子供の心身の及ぼす影響とその打開策ということですが、昨日も申し上げましたけれども、次から次に登場してくるメディア等の影響というのは、私は子供以上に大人社会への影響がまず大きいというふうにとらえています。

よきにつけあしきにつけ、いろんな形で今の世相を反映しているのではないかというふうなのは、まずは我々大人社会の方であろうというふうに思います。

特に、犯罪につながるような非常に巧妙で計算し尽くされたいわゆる事案等につきまして

は、それこそマスメディアを通して、瞬時に子供たちの目に触れ、そして、情報として入ってくるわけでありますので、ある意味防ぎようがないというのが、大変遺憾ではありますけれども、実態でもあるというふうに思っております。

特にこのたびの事件で改めて思うことは、言葉を発することとか、体を動かすこと、そして、学校での友達関係、そして家庭でのきずなの大切さといいますか、ごくごく当たり前のことでありますけれども、こういうことがむしろ非常に新鮮で、また改めてとうといなあという感じがしたところでもあります。もちろん子供たち自身も、それこそ大人以上に最新鋭機に対する順応力というのはあるわけでありまして、片方では将来的には必要不可欠な活用能力を求められるわけでありますね。だからこそコミュニケーション能力であるとか、あるいは物の善悪といいますか、理性、物の善悪を見分ける力、あるいは理想と現実を住み分ける力といいますか、こういうところをしっかりとつけて、つまり正しくたくましく生きるための素地を小さいうちに発達段階に応じた教育をしていくことが我々にとっての使命であるというふうに改めて思っております。

教育というのは、どうしてもじれったい面があります。回りくどい面があります。しかし将来を考えると、やはり子供たちを信じて地道に積み重ねていく以外にない。これこそ私は最大の、また最善の教育面での配慮であり、打開策の一つであるというふうに思っております。

それから、ノーテレビデーのことについての御提言をいただきましたけれども、もちろん長い間見れば、視力が低下をしたり、運動不足になったり、家族との会話が少なくなったり、さらには勉強しようと思っても、集中力とか持続力に欠ける、こういうところにも影響が出てくるわけですね。したがって、どうしても過ぎるということはやっぱり問題に発展することは否めないところであろうというふうに思います。

そこで、取り組んでいる自治体のことも、ちょっと次長からも紹介ありましたけれども、かなり無理な面もあるようでありまして、幾らかかけ声倒れになっているところもあります。つまり、我々の立場からしますと、家庭にあるテレビについてまで規制をかけることについてはやはり疑問符がつくところでありまして、基本的にはそれぞれの家庭の生活のリズムといいますか、親子の約束事として、そういう日、あるいは時間を設定することが望ましい限りだというふうに思っております。

ただ、一方ではテレビを話題にした友達同士の会話、あるいは社会事象とかニュース等にもやっぱり関心を持ってもらわなきゃいけないわけです。反面、大きな効用も期待できるわけでありますので、そこは余り過度にならないように、先ほど申しあげましたような機会をつくりながら、議員の懸念に幾らかこたえられるように、今後への努力事項ということにさせていただきたいというふうに思います。

それから、地域スポーツの件で総合型スポーツクラブ関係のことがございましたけれども、

先ほど言いました三つの多様性というのが配慮をしなければならないわけでありまして、一元化とか一本化を図ることは当然余儀なくされているところであります。これまでもその方向で検討を重ねているわけですが、先ほどありました体協を中心とした一つの動きに現在着手をしたというものであります。公共のグラウンドとか体育館等の開放等につきましては、なお一層活用の実を上げるべく研究をしていきたいというふうに思います。

それから、祐徳グラウンドのトイレの件ですけれども、これはかなり古くて、以前から御不便をおかけしていることは私自身がわかっているわけですが、このたび補正対応をしていただく方向で考えております。地元の振興会女性部の方が本当によく掃除をしていただいて、あそこは極めて高い使用頻度あるわけです。それに私は、ここまで掃除をしていただくことでつないでいただいたというふうに感謝をしております。そういう意味で、本来なら本格的な工事をしなくてはならないわけでしょうけれども、既にいろんな協議が始まっております。そして一番は財源の問題でありますけれども、緊急性を要するというので、当面の改修措置で対応をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

山口産業部長。

**○産業部長（山口賢治君）**

6番山口議員の棚田農業について、その中での中山間地域の基盤整備と景観保全、それに都市住民との交流の活路という御質問についてお答えをしてみたいと思います。

先ほど農水課長の方からも細部については説明がありましたけど、市内の棚田の状況を見ておきますと、先ほど60ヘクタール程度ということがありました。これは耕作中、あるいは耕作可能な面積というふうに思われます。荒廃化したものを調べてはおりませんが、それぐらいの面積があるんじゃないだろうか、そういうふうに感じております。

棚田というものは、議員も言われましたように、自然石とか、あるいは割り石で整然と積まれた景観はただもう見事という言葉しかございません。これらの整備につきましては、中山間地域総合整備事業の中でも何カ所かその対象になるものがございまして、これにつきましては整備と保全ということは相反する面もございまして、そういう中で、できる限りその景観なり形状が残せるような工法を工夫する、そういうことで地元の皆さんとも話し合いながら解決をしてみたい、そういうふうに考えております。

それから、都市住民との交流のことでございまして、以前の質問の中でもお答えをしたと思います。今までの中・高校生の修学旅行、これはどちらかというと、見て、食べて、遊ぶという形態があったわけですが、現在の修学旅行を見ておきますと、つくる、語る、学ぶと、そういう体験を中心としたもの、そういうものが非常に多く組み合わさるようになっていますので、そういう面では棚田とかなんとか、そういうものと組み合わせたものも

できるんじゃないだろうかという気もいたしております。

特に一般の方につきましても、その面は大分変わっております。これにつきましても、見る、食べる、遊ぶの方から、やはり先ほど言われましたような、健康とかいやし型の旅行、そういうふうになりつつあるというのが統計なり、あるいはテレビ放送等でもいろいろされておりますので、今議員が言われますように、棚田農業、あるいは農山漁村、そういうものの中で昼は生産の体験をしていただく。夜はその地域なりの昔から伝わる食事、そういうもので堪能していただく。そして、地域の人たちと大いに語っていただいて、田舎の人たちの温かさ、そういうものを感じていただければ、そういうふうな感じをしております。

全国のテレビ放送の中で、ちょっといつか見たところですけど、東京近郊から島根とか鳥取とか山形、ああいう方面へ有機農業の栽培を見に行き、そして体験をして、そして帰りにはそこからどっさりと農業、あるいは林業、漁業、そういうもののお土産を買って帰っていただくと、そういうものが今ツアー等として組まれておりますので、そういう面にもつなげていければと、そういうふうに思います。

先般、第1回の鹿島エコツアー、かしま有明海堪能ツアーというのが開催をされました。その参加者のアンケートを見ておきますと、その中にツアー全体としては初めて農業や海の体験が組み込まれて、非常に楽しかった。すべてに感動した2日間でした。それから、地元の方々と多くの話ことができました。それから食につきましては、山菜づくり、有明海のしゅんの食材が非常にうまかった。初めて見て、食べて、非常に楽しかった。55年目にして初めて食したのがあり、自然の恵みに感謝をしたというようなこと。それから、そのほかといたしましては、平谷温泉の風情が非常に良かったとか、鹿島の地域の資源の幅広さ、その奥深さをかいま見ることができた。そういうものが書いてあります。そして、希望としては、もっといろいろ体験をしたかった。例えば、農業体験とか、あるいは酒まんじゅうづくりとか、そういうこと。そして、民泊もしてみたいな、民泊も検討してほしい、そういう希望も書かれております。最終的にいろいろ見ておきますと、また来たいという言葉が非常に多かったように見受けました。

そういう中で、今から少しずつは内容を変えていきたい。そういうことで、先般反省会がされまして、次のツアーについてもやってみようというようなことで、進められていくということでございます。行政といたしましても、まず民泊を取り入れるにしましてもグレーゾーンとなる建築基準法、あるいは食品衛生法等、そういうものがございます。そういう課題を解消するためにも役割を果たして、棚田ばかりじゃございませんけど、棚田なり、あるいは一般の農業、それと山、そして海、そういうものを活用した体験型交流の機会をたくさんつくってまいり、都市住民との交流ツアー等に民間と連携をしながら推進をしていきたい。そういうふうを考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

答弁要りますか。答弁ありますか。（発言する者あり）

以上で6番議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。30分から再開をいたします。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

4番議員、水頭喜弘でございます。通告に従って一般質問をさせていただきます。

大きく3点にわたって質問をしてみたいと思います。まず第1点、大きいのが介護保険制度について。そして2点目、少子化対策について。第3点目、電子市役所の取り組みについての3点について、お願いいたします。

まず最初に、介護保険制度の件ですけれども、効率的な介護予防の確立を。

我が国は、今、世界でも例のない超高齢社会への道を歩みつつあります。WHO（世界保健機関）によると、我が国の平均寿命は男性78.4歳、女性85.3歳で、健康寿命は男性72.3歳、女性77.7歳で、平均寿命、健康寿命ともに世界一です。こうした中で、我が国に求められる社会像は、単なる長寿社会ではなく、国民一人一人が生涯にわたり元気で活動的に生活できる明るく活力ある社会の構築でなければなりません。介護保険制度が始まった2000年4月から2003年12月までの間に、65歳以上の高齢者数が約12%増加したのに対し、要介護者は約70%もの増加率を示しています。その上、要支援、要介護1の軽度の認定者の伸びが大幅に突出、しかも軽度の認定者の重度化が進んでいるのが現状であります。

また、このような少子・高齢化の中で、待ったなしの課題が社会保障です。年金、介護、医療という社会保障全体で必要な費用は、現在の86兆円から2025年には152兆円へと1.8倍に拡大すると見込まれています。この負担をどうするのか、ここ数年が正念場で、社会保障改革こそ大きな焦点であります。

介護保険は、制度発足から4年が過ぎましたが、さきに述べましたように、ここ数年、軽度の要介護者の認定数が急増しています。こうした軽度の要介護者の重度化は、本来、介護サービスは高齢者の生活機能、身体機能の維持、改善が目的であるにもかかわらず、結果として身体機能の改善に結びついていないことが大きな要因と言われております。今こそ要介護者の増加や悪化を防ぐため、介護予防の充実を図らなければならないのではないのでしょうか。

一方、介護予防と関連して、疾病予防、健康増進という視点からの取り組みも重要であり

ます。中でも、生活習慣病は近年増加の一途をたどっており、それが脳卒中など惹起し、要介護状態発生の起因ともなっております。厚生労働省は、1月、介護制度改革本部を立ち上げ、介護保険制度の抜本的な見直し作業をスタートさせました。その中で、大きな焦点となっているのが介護予防です。2001年の国民生活基礎調査から要介護度のデータを分析したところ、2000年に要支援者だった高齢者のうち、2001年に要介護度の認定が重度化した者の割合は約34%に上り、現行の要支援者に対する予防給付や軽度の要支援者への給付が必ずしも要介護度の改善につながっていないことが明らかになっております。要介護認定者は、2000年4月の介護保険制度の状況を見ても、スタート時の認定者が約218万人から2003年10月には約371万人へと約7割増加し、高齢者に占める要介護認定者の割合も当初の10%から15%に上昇しております。特に看過してならないことは、軽度の認定者の増大で、全体の伸び率70%に対して、要介護度1、115%、要支援90%の増加と、軽度の人ほど重度化している割合が高いということであり、増加の著しい軽度の認定者が重度化するか、それとも心身の機能を回復して自立した生活へと戻るかは、介護保険の将来を決定づけると言っても過言ではありません。予防が進めば、介護保険料の上昇を抑えられるという財政面のメリットは当然のこと、何よりも高齢者自身が元気を取り戻し、自立と尊厳を持って住みなれた地域で生活を継続できるようになります。

こうした中で、介護予防に効果を上げ、注目を集めている手法にパワーリハビリがあります。高齢者向けトレーニングマシンを使って心身の機能回復を図るものであります。ここ二、三年で全国の自治体に急速に広がり、現在では全国175自治体、400施設で導入をされております。このことについて、本市としてはどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、少子化対策について。①小児・児童対策について。

救急電話相談の取り組みについてお尋ねいたします。子供の急な発熱やけがなどにどう対処したらいいのか。こうした親たちの不安を解消するために、小児科の医師が電話を通じて夜間や休日にも相談に応じる電話相談事業が16年度から全国的に進められております。電話相談は、全国同一の短縮番号シャープ8000番に家庭電話や携帯電話から電話すると、都道府県の転送機を経由して、地域の小児科医が持つ携帯電話につながる仕組みになっております。子供の症状を伝えた上で、すぐに病院で受診するか、翌日でも大丈夫かなどの助言が得られるのであります。この事業について、何か把握されておられるか、お聞きいたします。

次に、児童手当についてお伺いいたします。

我が党の粘り強い推進で、今年4月から児童手当の支給対象年齢が現行の小学校入学前までから小学3年生終了までに引き上げられる改正児童手当法が14日の参議院本会議で成立いたしました。これによって、待ちに待った手当支給の開始月が確定し、新たに約300万人の児童を超える家庭が対象となる児童手当の支給がスタートします。支給額と所得制限は現行

制度と変わりませんが、児童手当は養育者からの申請がないと支給されません。以下、支給するための注意事項や手続についてお伺いいたします。

1. 手続に必要な書類は。2. 現在、受給中で4月から新1年生になる児童の申請方法は。3. 申請したときの支給開始時期は。4. 通常の支給月は。5. 両親が共働きの所得制限は。6. 標準世帯の所得制限は。7. 2人目以降の子供が生まれた場合の申請は。8. 両親が日本国籍以外でももらえるのか。9. 受給方法はどのようなかなどについて、詳しく説明をよろしくお伺いいたします。

また、予算書によれば、児童措置費として130,000千円が計上されてありますが、新たな対象者となる人数を学年ごとに教えてください。

次に、子供の安全対策についてお伺いいたします。

子供を取り巻く環境が最近とみに悪化してきました。学校への不審者の侵入や通学・下校時の連れ去り事件が後を絶ちません。発生場所も都会だから、田舎だからと限定されるものではなく、まさかこんなところで、だれもが驚く場所で事故は発生しています。ゆえに、だれもが被害者になり、また加害者の親権者になるものです。小・中学生の略取誘拐事件は、昨年1月から10月15日までの間に全国で112件発生、そのうち57件が通学路上でありました。2001年の大阪教育大附属池田小学校での殺傷事件、昨年12月には京都府宇治市での小学校で傷害事件、そしてつい最近、御存じのとおり佐世保市での小学校でのあのショッキングな出来事が起きております。当市においても一歩間違えれば大きな事故につながる可能性の事故も発生していると聞いております。教育委員会、学校、PTA、行政機関、地元関係者など、それぞれの立場で子供たちを守るために日夜努力されていることに改めて感謝の意をあらわすものであります。学校や通学路などで子供たちが危険な目に遭う事件が相次いでいることから、子供を守る安全体制づくりについて、何点かお伺いいたします。

1. 学校の安全管理体制の総点検を。2. その上で、学校独自の防犯マニュアルの策定はどうか。3. 通学路安全マップの作成。そして全小・中学校に防犯ブザーの貸与、配布状況はどうか。よろしくお伺いいたします。

次に、電子市役所の取り組みについて。

1. 市役所へのIP電話の導入について。企業や個人の家庭では、現在、IP電話の導入が進められております。IP電話サービスには、通信事業者やインターネットサービス、プロバイダー、ADSL、CATVなどの回線事業者が多く参入してきており、総務省の情報通信インフラに関する調査によると、2002年末には約227万だったIP電話サービスの加入数は、2007年には2,273万件と、約10倍に膨れ上がると予想されております。IP電話の大きな利点は、通信費の削減が図られることにあります。ある業者では、全国どこでも3分間7.5円です。ただし災害時やIP電話で対応できない電話番号に対して通信が不可能になるという事態は絶対に避けなくてはならないため、IP電話サービスの導入に際しても、バツ



クアップ体制の確立だけでなく、アナログ回線との二重化も必要と思われます。

出先機関や市町村合併において総合支所ができた場合も考慮に入れ、I P 電話の導入が進めば、庁舎間での無料の内線網も実現でき、大変な省力化につながると思います。I P 電話の導入を検討されるよう要望するものでありますが、このことについて御見解をお伺いいたします。

2 番目、庁内LANの整備の考えは。

本市において庁内LANの整備が進んでいるようでありますが、電子市役所へと進化する取り組みとして歓迎するものであります。現在の状況をお聞かせください。

3、市のホームページの充実について。

県は、利用者の立場で運営しようとする問題点や改善点を提言してもらうホームページウォッチャーを募集するようにはしておりますが、このことに何点かお尋ねをいたします。

まず、ホームページの充実について、1 点目は、開かれた市役所として、多くの方々からの意見収集やこれに対する説明責任の場としてのホームページ内のパブリックコメントを開設してはどうでしょうか。2 点目には、市のホームページ上で、市長の談話などを動画配信されてはいかがでしょうか。これにより、市民は映像を通して市の考え方をいつでも見ることが可能になります。これらの点についてお聞かせください。

以上で1 回目の質問を終わります。

**○議長（小池幸照君）**

午前中は、これにて休憩します。

午前11時47分 休憩

午後1時 再開

**○議長（小池幸照君）**

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

4 番議員の質問に対する当局の答弁を求めます。井手保険健康課長。

**○保険健康課長（井手譲二君）**

水頭議員の1、介護保険制度についての効率的な介護予防の確立を。2 項目めの少子化対策の1 番目の小児・児童対策について、お答えいたします。

最初に、効率的な介護予防の確立をについてであります。鹿島市の介護予防の取り組みといたしましては、厚生労働省が定めております介護予防・地域支え合い事業実施要綱に基づき、生きがい活動支援通所事業やリハビリ教室など、各種のメニューをそろえて事業を実施いたしております。また、国保事業の中でも、痴呆予防教室やにこにこ水中教室などの事業を実施いたしております。これによって高齢者の生きがいと自立支援を図っているところであります。

御質問の筋力向上トレーニング事業に対する市の考え方ということではありますが、この事

業は、平成15年度より介護予防地域支え合い事業のメニューに組み入れられたもので、国県で4分の3の補助事業であります。要介護状態になる主原因である筋力低下による転倒骨折の防止及び加齢に伴う運動機能の低下の防止が目的で、補助対象となるための実施方法といたしましては、高齢者向けに改良された機器を使用し、専門スタッフ、いわゆる理学療法士、健康運動指導士、保健師等によるアセスメントを行い、対象者の特性に合わせて個別のプログラムを作成する必要があります。

鹿島市で取り組むためには、トレーニング機器の設置や専門スタッフの配備等の問題があり、今すぐに取り組める状態ではありません。筋力向上トレーニング事業に似たものとしたしまして、鹿島市では転倒骨折予防教室に取り組んでおります。この事業は平成14年度から実施しておりますが、15年度までは周知の目的も含め、老人クラブに対し保健師、看護師の指導により、筋力アップ体操や機能訓練、転倒骨折予防のための暮らしの工夫など、健康教育を行ってまいりました。今年度は老人クラブの中からモデル地区を選定し、継続して教室を実施することにより、効果の検証を行うことといたしております。

筋力向上トレーニング事業は、県内では佐賀大学と佐賀中部広域連合が共同での研究として、多久市で実施されておりますが、今後、ほかの自治体等の成果を見ながら、市の単独でできるのか、あるいは広域圏と共同で実施した方がいいのかなどを検討していきたいと考えております。

次に、小児・児童対策についてのシャープ8000ダイヤルによる電話相談に対する質問であります。これは小児科・産科若手医師の確保・育成に関する研究の一環として、小児救急医療電話相談事業が昨年9月から広島県で試行されたものであります。広島市では、平日・夜間に小児科医が診療する急患センターは市立病院のみであったために、また、入院できる2次救急医療病院であるために、夜の小児患者が集中し、年末年始には3時間から5時間待ちの状態であったということでもあります。こうした小児救急医療の患者はほとんどは軽症で、少しの知識があれば自宅で対処できる場合が多かったということで、そのために電話相談で不必要な受診を減らし、県内の夜間救急センターの混雑を防ぐために、広島県の地域保健対策協議会の中の50名の医師が携帯電話で対応しております。相談日は、土・日・祝日、年末・年始の午後6時から11時までであります。すぐに受診すべきか、翌朝まで待っても大丈夫かの電話相談を通じて、小児救急医療機関への殺到を抑制することができていると聞いております。

以上であります。

**○議長（小池幸照君）**

平石福祉事務所長。

**○福祉事務所長（平石和弘君）**

水頭議員の児童手当の支給対象年齢が3年生までに引き上げられることに伴います受給手

続上の注意事項等についての御質問にお答えをいたします。

私どもでは杵藤電算で一斉処理をいたします関係上、単独ではできませんけれども、既に準備に取りかかっておりますので、できるだけ早く該当者には直接はがきを郵送し、また「広報かしま」により、手続、日程等、詳細の内容についてお知らせをいたすことにいたしております。手続のための必要な書類等は今までの認定請求と全く変わりはありません。今回の改正で対象となられる家庭は 720、そのうち新規に該当される家庭、いわゆる現在、児童手当を受けておられない方で、新 2 年、3 年生のお子さんを養育している方が 285 ということで把握をいたしております。

なお、これにより受給者は市全体で 1,710 世帯になるとの把握をいたしております。

また、新たな対象となる学年ごとの人数ですけれども、1 年生が 303 人、2 年生が 309 人、3 年生が 313 人、合計 925 人ということで把握をいたしております。

それから、支給額ですけれども、月額で第 1 子と 2 子がそれぞれ 5 千円、第 3 子以降が 10 千円ずつということになっております。これは今までと変わりございません。

議員からは 10 項目ぐらいについて具体的な御説明をということでございましたけれども、以上のとおり、福祉事務所からは改正に伴って手続を必要とする各御家庭へのお知らせをする段取り、対応等について、以上のように御説明をさせていただくことで答弁にかえさせていただきたいと思っております。よろしく願います。（「所得の最高限度額は、所得の最高限度額の質問」と呼ぶ者あり）

所得の最高限度額につきましては、扶養人数のそれぞれの数とかで各階層ごとの違いがございます。基本的には所得税法上の扶養人数、そういったことでそれぞれの枠の規定がございますので、このことにつきましても、各御家庭にお知らせをする際に、内容を一緒にお知らせをするということで考えております。

#### ○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

#### ○教育次長（北村和博君）

私の方からは子供の安全対策についてお答えいたします。

教育委員会では、危機管理マニュアルを作成いたしております、その基本方針といたしまして、想定される危機に対する予防的措置と安全指導、安全管理の充実と徹底。二つ目には、事件、事故、犯罪被害、問題行動等の発生に対する行動マニュアル化。三つ目といたしまして、児童・生徒の自己管理能力の育成を掲げております。

想定される危機といたしましては、1 番目に児童・生徒に発生する危機、交通事故、校内での事故、中毒、病気、人間関係、不登校の諸問題。2 番目といたしましては、学校職員に発生する危機といたしまして信用失墜行為、交通事故、人間関係など挙げております。三つ目といたしましては、地域、家庭から発生する危機。地域の危険箇所、地域の施設や地域の行事

等を挙げております。四つ目といたしましては、自然災害、台風、風水害、地震などを挙げておりまして、これらの安全指導と安全管理として、発生時の問題を防ぐ手だてや発生時のマニュアルといたしましては、人命尊重、人権擁護を最優先に、問題処理に当たるなどを細かなマニュアルといたしております。

このほかにも各学校とも独自のマニュアルを作成いたしております、安全対策を講じておりまして、全教職員が共通理解をいたしているところでございます。

また、毎月の安全点検を実施しておりまして、学校や地域の実態に応じて必要な修正、追加を行い、万全を期しております。

通学路安全マップの作成につきましては、各小学校とも「子供 110番の家マップ」を作成したり、また危険箇所のマップを作成している学校もございます。この危険箇所と申しますのは、防火水槽の場所とか見通しの悪い交差点を危険箇所マップに掲げておる学校もございます。

防犯ブザー、防犯ホイッスルの保有状況でございます。昨年の12月時点では、学校、児童・生徒の保有個数は 491個、率といたしますと 14.26%でございましたが、その後、地域の子供を犯罪から守ろうという意識の高まり等によりまして、防犯協会各支部からの寄贈やその他によりまして、5月時点では 1,160個となっております。現在のPTAの活動やその他からの提供のお話もあっておりまして、近々小学校の段階ではすべての児童が保有する状況になるというふうに思っておるところでございます。

**○議長（小池幸照君）**

唐島総務部長。

**○総務部長（唐島 稔君）**

IP電話の御質問で、庁舎の電話をIP電話に検討するようにとの要請でございまして、今後の私どもの取り組みといたしまして、このIP電話を含めたところでいろいろの電話会社のサービス、そして太良町との合併ができたときに、庁舎間の電話通信をどうするのか、こういったことなどを総体的に考えていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

北村企画課長。

**○企画課長（北村建治君）**

私の方からは、電子市役所の取り組みについての中の庁内LAN整備の考え方について、それから市のホームページについて。この2点についてお答えをいたします。

まず、庁内LANについてでございますが、企画課ではこれまで年次計画を立てながら、1人1台のパソコンの配置を目標に年次計画で取り組んできたところでございます。今年度で1人1台のパソコンの配置はほぼ完了いたしまして、それに伴います庁舎のLAN構築、

いわゆるケーブル等の配線工事等も終了いたすこととなります。また、公民館や小・中学校につきましてもCATVのケーブルを設置いたしまして、これをもちましてほぼハード面の整備は一応完了することになるというふうに思います。これに伴いまして、インターネット及びメール等は利用ができるように整備を行ったという形になります。これが現状でございます。

それから、ホームページについての御質問の中のパブリックコメントについて、まず申し上げます。

このパブリックコメントと申しますのは、政策形成過程におきまして計画等の素案などを公表し、市民の皆さんから意見や情報などを提供していただき、その過程の公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市政に対する理解と参加の精神に資することを目的とするものでございます。

これにつきましては、県内では県とそれから佐賀市、嬉野町の1県1市1町がホームページ上で実施をされております。例えば、佐賀県のパブリックコメント等を見てみますと、15年度中に約17件について意見募集がされております。うち取りまとめが済んでいる7件について見てみますと、意見が全くなかったのが3件、意見が3件あったのが1件、それから意見が6件あったのが1件、それから意見10件が1件、それから意見16件あったのが1件というふうになっておりまして、そのパブリックコメントの目指す目的になかなか沿っていない状況も見受けられます。これが例えば、町になりますと募集項目自体がゼロということで、当然、募集項目ないということですから、全く、パブリックコメント制度がありますけれども、この制度が十分生かされていないという現状もございます。そういうことで、私どもといたしましては今のところはこの制度の導入というものは考えていないというところでございます。

ただ、これにかわるものとして、だれもが自由に意見を言える、いわゆる掲示板の設置ですね、こういったものについては、現在、研究をしているというところでございます。

それから、動画配信についてお答えをいたします。

動画配信につきましては、技術的には可能ということでございます。また、市内には面浮立などのいろいろな伝承芸能やガタリンピックなどの動画配信をした場合に、アクセスがあるであろう有力なコンテンツが幾つも存在しておりますが、現在、ホームページは経費節減の意味もありまして、担当職員1名で制作やあるいは更新事業業務に従事しております。そういうことで、日常のホームページ制作やあるいは更新事業に追われて、手いっぱいの状態であるというのが現状でございます。このホームページの役割といいますのは、いろんな情報を早く、あるいは正確にわかりやすく、また楽しくしたいというふうなところがあるかと思っておりますけれども、現時点では楽しんでもらうというところまではなかなか人的余裕がないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

御答弁ありがとうございました。2回目の質問をさせていただきます。

介護保険制度の効率的な介護をということですが、モデル地区を設定して効果の検証をするということでも今御答弁をいただきました。このパワーリハビリについては、いろいろと国の事業としてここの中に取り入れているところがありますので、紹介してみたいと思います。高齢者筋力向上トレーニング事業ということで、費用の半分を国が負担してスタートしています。さっきいろいろ答弁されたとおりに思います。各、いろいろなところで実施はされつつあります。

その中で、東京の世田谷区の例がインターネット上でちょっとありましたので、紹介してみたいと思います。この東京の世田谷の「きたざわ苑」というところに委託した形で、2003年4月からパワーリハビリを開始しています。トレーニングは週2回、3カ月かけて実施されており、毎回のトレーニングでは参加者が6種類の専用トレーニングマシンを順番に使い、足、腕、胴体などの筋肉を鍛え、全身のバランスを整えるということで、2003年度の第1期には16人が参加され、当初の要介護度は要支援が2人、要介護1が8人、要介護2が3人、要介護3が2人、要介護4が1人だったそうです。それがプログラム終了後には16人中14人が要介護度を改善し、うち6人は要介護認定に該当せず自立したということで、世田谷区の試算によると、介護給付の節減額は16人全員で年間15,840千円に上るとのことだそうです。中には、車いすの利用者がゴルフを楽しまれるまでに回復したという例もあったそうです。そのサービスの高橋さんという方の話ですが、筋肉や神経が忘れていた動作を思い出させてくれるのがパワーリハビリと。やる前と後では参加者の表情が全く違うということです。課題は、国民が身近に利用できるようにするのが今後の課題だと語っておられますが、医療や介護のリハビリは歴史的にも脳卒中を主な対象として形成されてきました。しかし、要介護の原因は、脳卒中に加えて、高齢による衰弱や転倒骨折、痴呆、関節疾患といった生活機能の低下をもたらす疾患状態が重きを占めておるわけであり、今後は、こうした生活機能の低下に対応したリハビリの確立が重要ではないだろうかと考えております。そういうことで、この一つの先駆例として紹介いたしました。そういうことで、今後いろいろな面で考え、検討というのですか、そういうものをされていかれたらと思って紹介した次第でございます。

次に、少子化対策ですが、この小児救急医療ですね、これは全国的に始まったばかりであり、今言われた広島県の例が今実施されて紹介もされました。国の事業として、16年度予算で5億円をつけられており、補助先は都道府県。佐賀の方にも問い合わせしてみたら、

佐賀県の方では、総合的なものと地域医療とに分けて、総合的な地域医療の小児医療の対策としての事業と、それから地域児童対策として医療で掲げている県の方でも電話相談なんかもやっていますということは言われました。今からこれも時がずっとたっていけば進んでいくんじゃないかと思うんですけれども、一番少子化、さっきも答弁の中で少しの知識を要すればよいということで、広島県の場合には50人の医師が携帯電話で対応ということでやられる先駆の例がありますけれども、当然、佐賀の方でもこういうものが、この電話に限らずほかの形でも、また県の方でも取り組みが行われてくるのではないかと思います。そういうことで心配、核家族が進んだゆえにこういう問題点も急浮上してきたんじゃないかと思って、今回、こういう国の事業として取り入れがなされましたので、今回紹介してみました。

次に、児童手当の件ですけれども、2年から3年生の新規の方が285名ですか、そして、今言われた1年生から3年生までが925人ということをお答えいただきました。杵藤広域圏の電算で一斉に処理するということがありますので、準備に時間がかかっているということで、確実に各家庭へのはがき、お知らせ等で漏れないように、これお願いしたいということと、広報でもするという事ですので。ただ、所得制限あたりがやっぱりちょっとかかってくるので、この点も役所に多分聞かれに来られる場合もあると思います。そういうときには丁寧に答えていただいて、とにかく漏れないようにお願いしたいと思います。

次に、子供の安全対策についてですけれども、危機管理マニュアルを作成しているということで、いろいろと言われました。また、小学校に対する防犯ブザーもほとんどですか、行き渡りつつあると。今5月時点で1,160個、これは小学校だけですかね。（「すべてです」と呼ぶ者あり）すべてですね、小・中学校すべてで、昨年12月時点の491個、14.26%から5月時点では1,160個ですので、かなり上がってきていると思います。近々すべての児童が持つようになるということで、今御答弁いただきましたので、ぜひそういうふうをお願いしたいと思います。

ちょっと話がですけど、けさの佐賀新聞に実は嬉野で事件が起きているのが載っていました。はさみで中2の女子を襲うということで、けさの新聞見ましてびっくりしまして、この場合には恐怖でブザーを鳴らせなかったということが載っていました。この前の5月13日の鹿島の市報、広報の中で子供安全パトロール隊の出発ということが載っていました。その出発式が行われたということですね。その下の方に、防犯ベルの贈呈式の模様が5月24日ということで載っていましたけれども、ここの中で実際にブザーを鳴らし、その大きな音をみんなで確認しましたということで、大変ありがたく、寄附とかいろいろされ、そして指導あたりも相当されている中で、幸いにしてこういう小さいですね、大事に至らなかったということで新聞の方には報道されていました。

そういうことで、以前にも——3月議会やったですか、CAPプログラムということで、教育のプログラムということで僕も質問をさせていただきましたけれども、その中で子供

が心配だからといって常に大人がそばについているわけにもいかないし、大人が加害者になる場合もあるし、このCAP教育プログラムは子供に自分で自分を守る力をつけさせることがねらいであり、教育の効果に着目し、授業に取り入れている学校がふえていますということは、3月議会で紹介したと思います。危険への対処の仕方が自然に身につくですか、そのためのCAPのプログラムの導入ということで、前回3月議会も申しました。ぜひ、ありがたいことですが、こういうことも起きてきておりますし、もう一回再度指導の方いろいろお願いしたいと思います。

それから、電子市役所の件ですけれども、IP電話でいろいろな総合的な考えが必要であるということで、いろいろこれから導入をされていかれるということと受けとめました。佐賀市が現在取り入れていまして、佐賀市の場合には料金は距離に関係なく全国一律3分8円。通話料金の削減効果としては年間約900千円ということで、現在の状況ですけど、電話料については当市の電話料はちょっともうお聞きしなかったですけども、現行で佐賀市の場合の市内通話が年間約47,000千円、県内市外で年間2,000千円、県外で年間約1,400千円かけているということですね。佐賀市ではそういう現状です。導入の方法といたしまして、市庁舎内の電話から市外への発信について4回線のIP電話を導入するという。職員が特定の番号シャープを押すことにより、IP回線を選択するという。さっき言った900千円の削減が見込まれるということでもありますので、紹介してみました。ぜひ導入の方をよろしくお願いたします。

それから、庁内LANの件です。今のところではもう1人1台のパソコンが可能だということで、今年度にはもう完了するということをおっしゃいました。現在はインターネット、メールの利用ができるようになったけれども、大きな問題は庁舎内、それから学校等にはLANの体制はできているんじゃないかと思いますが、市内のLANですか、これが今現在、CATVの中で光ファイバーを引かれてもうそこまで、学校の近くまで多分来ています。そういうので、そこをちょっと整備されれば、いろいろな面でもっと大きな役割が果たせるんじゃないかと思います。今現在ではいろいろと今の行政情報提供ですか、市からのお知らせ、議会中継等は今現在行われています。そしてこれが第1段階。

第2段階として、地域のニュース、公共施設案内の予約とか、それから図書館情報のネットワークとか、学校教育支援とか、そういうものが双方向になったらできてきますし、また、もっと高度になったら、要するに保健・医療情報とか、それから緊急通報とか、遠隔教育とか、生涯学習支援とかもできてくるようになりますし、そういうとも将来的にはこれを生かしながら、もっともっとできるようにしたらと思います。

それから、ホームページの充実についてですけれども、パブリックコメントですね。パソコン開いたらいろいろ、嬉野町も、それから佐賀市も、佐賀県の取り組みあたりも今御紹介されたとおりました。嬉野町もただ開かれただけですね、まだ何も町民の皆さんの御意



見を、どうぞお寄せくださいという感じで、まだ来ていないという状態ですけれども、これにかわるということで掲示板の設置というのが今課長の方から答弁いただきましたし、ぜひその点をよろしく願いいたします。何せ動画配信についても可能ではあるが、経費節減、1人でやられて大変御苦勞されているなという思いがしました。人的余裕がないということで、将来的に向けていいものができればと思って質問をさせていただきました。

今回、いろいろ3点にわたって質問をいたしました。どうか介護の問題、それから少子化、特にこの少子化に対してはいろいろと皆さんが質問をされています。特効薬というのはなかなかありません。でも、一つ一つ取り組む中でとにかく何としてでも、全国平均では1.29ですか、もうここまでなりました。何とかこれを、佐賀県あたりはいいにしても、当市にしても若干減りつつあるということは今言われましたので、こういう小さなものでありながらも一つ一つ取り組む中において、いいものがまた結果としてできることを期待して、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**○議長（小池幸照君）**

答弁ありますか。小野原教育長。

**○教育長（小野原利幸君）**

昨日の嬉野の事件をおっしゃいましたので、すぐ近隣でこういう事例があるということに対して、やっぱり再認識をしなくてはいけないという意味でちょっと触れたいと思いますが、ブザーにしましても、あるいはホイッスルにいたしましても、そのときになれば携帯はしていても使わない、あるいはむしろ使えない状況というのが現実あるかと思うんですよね。したがって、こうすれば大丈夫というような切り札的なものがないわけでありますので、あればもうすべて解決をするわけですが、何をどうやっても追いつかない状態というのが、この実感としてあります。とはいえ、打つべき手というのは、当然とっておくべきでありましょうから、ハード面、ソフト面を含めまして、所要の手だてを施しながら措置は講じていきたいと思っております。

さきの議会でも取り上げていただきましたCAPプログラムですか、これも早速学校の方にも検討、指示をいたしまして、これまで小学校4校実施をしていたんですが、その後も幾らかそういう見通しを立てている学校もあるようであります。危険というのは、やはり予測なしでやってくるわけでありまして、議員もおっしゃったように、個々人に求められるのは、どうしてもその人自身の回避する力、そして我が身を何としてでも守るすべとございますか、こういったものをやっぱり持てるような、我々も含めて心身ともに鍛えられる、あるいは成長が促されるような教育的なかわりというものを十分配慮していかなければならないというふうに改めて感じているところであります。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

北村企画課長。

**○企画課長（北村建治君）**

2回目の御質問にお答えをいたします。

先ほど申しあげましたように、今年度中には基盤整備はほぼ完了するということとなります。そういうことで、まず市内におきましては、それらを利用したグループウェア等の導入を通していかならないだろうと思っておりますし、また市内におきましては、ネットワークにつきましては先ほど議員もおっしゃいましたように、ケーブルテレビ等のそういったケーブル網を利用した情報化の推進ですね、それは適正化計画等において計画はされておりますし、また県内におきましては、県内のネットワークを図るための公共ネットワークの整備と事業が現在進められております。そしてまた、LGWANと申しまして、総合行政ネットワークシステムですね、これ全国的な行政のネットワークでございますけれども、これについても既に回線等の施策は完了しておりますので、それを利用した今後の認証局の設置などの整備に取りかかるという段階になっておるところでございます。

そういうことで、予算的な面もありまして、決して先んじてはなかなかできない面もありますけれども、情報化の波に乗りおくれのないような形では推進をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

平石福祉事務所長。

**○福祉事務所長（平石和弘君）**

2回目の御質問にお答えをいたします。

今回の対応につきましては、児童手当の法の改正ということでございまして、とにかく認定請求の漏れがないようにいたすことが何よりも大切かと思っております。現在、通常行われます現況届け、6月に全受給の皆様にしていただくことになっておりますけれども、これを13日日曜日から今週の木曜日まで今現在実施をいたしております。今、該当の方が市全体で1,425名いらっしゃいますので、日曜日に約350名程度来ていただいておりますけれども、14日に成立いたしましたものですから、昨日から実際夕方4時から8時までの手続をいただいておりますけれども、来ていただく際に今回の改正のPR手続ということで、今いたしているところでございます。御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

**○議長（小池幸照君）**

以上で4番議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

午後1時46分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山富子でございます。

通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

今回私の質問は、市町村合併についてと有事法制についての2点でございます。

1点目の質問でございますが、市町村合併について質問をさせていただきたいと思っております。

この質問につきましては、昨日、松尾議員の方から質問がっております。内容としてはダブる部分が多いかと思っておりますが、よろしくお願いをしたいと思っております。

鹿島市と太良町は、昨年5月、鹿島市・太良町合併協議会を設置し、平成17年3月を目標とする1市1町の合併へ向けて協議を重ね、その53項の協議を終え、その後、各地にて説明会の実施、6月5日には調印式と事が進められてまいりました。

太良町におかれましては、最終的な判断材料として住民の合併への意思を問う住民投票が6月13日に実施をされたところでございます。その結果、反対が3,553、賛成が3,116、437票の差で、合併反対の町民の皆さんは単独での町政運営の道ということで選ばれた方が多いという結論が出ました。この結果を受けて太良町長は合併を断念、6月議会には鹿島市との合併協議会からの離脱を提案する考えを示し、鹿島市にもこのことを報告に来られたということです。町民が悩んだ末の結果、反対と賛成は拮抗しているが、結果は尊重をしたい。合併協からの離脱議案を提案し議会の判断を仰ぎたいというふうな新聞紙上に載っていますし、市長からの説明もいただいております。

これに対しまして鹿島の桑原市長は、この結果を真摯に受けとめていきたい、それから、いろんなことを述べられておりました、離脱議案を提案するという方針転換に困惑を示しながらも、合併関連議案を議会に提案するという約束は破られることはないと思うという期待を込めたお話をされております。

当初の予定では、合併協議会での取り決め事項として、住民投票を実施し、投票結果にかかわらず、両市町とも6月28日の同日に合併関連議案を議会に提案するという方針であったわけですが、住民投票の結果を合併に賛成か反対かの判断材料とし、それを受け、それぞれの議員がまた方向を決めていくというふうなことでの住民投票の位置づけであったということです。これは当初ですね。

合併の住民投票条例には、投票結果を町長は尊重しなければならないと明記がしてあるということで、法定協の副会長として約束を守るのか、または、住民投票条例を重視するというのは町長の立場を重要視するのかということで、町長としては、町長の立場ということで、町民の意思、いわゆる住民投票の結果を尊重するという決断をされたということが載ってい

ました。

住民投票に強制力はないわけですが、議会での審議前に、住民の意思を問う前に実施したものであり、住民もそのことは了承の上での今回の住民投票とも言われてはおります。

3月議会で、この鹿島市議会でも住民投票条例案を提出いたしましたが、7名の賛成者でありましたが、否決をなされ、実施するには至らなかったという鹿島の経緯もございます。

今回太良町は、合併を目前に住民投票の実施ということで、町民の方々の熱心な合併の是非をめぐり、論議、話し合いが行われ、自分のこととして将来の町のありようを考えられたというふうに思います。それに対しまして、当鹿島市では合併はどうなるのだろうかという心配、そういうことはあったにしても、太良の住民投票の結果待ちみたいな状況を呈していたということは否めないと思います。

今さらながらではございますが、当市でも住民投票を太良町と同時に実施することができていたら、市民の合併に対する関心の高まりも違っていたのではないかとというふうに私は想像をするものでございます。というものは、余りにも関心の度合いの差というものが大きかったんじゃないかというふうに思っています。財政が厳しくなるのなら、どこかと合併をしないとやっていけない、合併も仕方がないというふうな状況が今蔓延しています。

それに比べ太良町は、いろんな不安があった中でも 77.25%の投票率という関心の高さが示すように、一人一人の住民の皆さんが合併について考えられたということについては、私は敬意をあらわしたいところでございます。済んだこととはいえ、私は当市で住民投票が実施なされなかったということが残念でなりません。

以下質問をさせていただきます。

市長はやはり今でも住民投票は必要がなかった、必要がないという考えなのか、これがまず1点ですね。

それから、2点目でございますが、きのうの松尾議員への答弁の中に、合併特例法が1年間延期になったので、事実上まだ可能性を持っていると考えている。また、可能性がある限り努力をしていきたいというふうに述べられています。6月28日の太良と鹿島の両議会でのどういう結果のときについて可能性があるというふうに考えられているのかということをお尋ねしたいと思います。

次に、今の段階で、鹿島市議会において市長は合併関連議案を提出するというふうに述べられています。この合併関連議案を提出されるということを私としてはやはり慎重に考えるべきではないかというふうに思うわけでございます。出すにしても、鹿島市、太良町がそれぞれ両方ともこの合併についての関連議案を出すというふうになりましたら、私はこれは約束どおり出すべきだと思いますが、片方は出さないと、今の時点では出す出さないということよりも、離脱議案を出したいというふうに言われています。そういうときに、片や一方はそういう状況であり、鹿島市は今までどおりのところの延長線で合併についての是非を問う

議案を出し、そして、私たち議員でもってそのことを判断せろということでございます。

ですが、私は周りを見ないでこういうふう突っ走るといいのかなというふう  
に思っているわけでございます。また、そういう状況の中で議員が合併を是と見るのか非と  
見るのか、判断は下しにくいし、下されないというふうに思います。

というふうな状況の中で、あえて私は今議会での合併特例法に基づく廃置分合議案です  
ね、そういうものを出すことをもう少し慎重に市長としては考えた方がいいというふうに思  
いますので、この件について再考ができるのかどうかお聞きをさせていただきたいと思いま  
す。

大体の市町村合併についての質問は以上でございます。

次に、第2点目の質問事項で、有事法制についての質問でございます。

有事関連7法案は、昨年6月6日に武力攻撃事態対処法案、改正自衛隊法案、改正安全保  
障会議設置法案ということで有事関連の3法案が与党3党と民主党、自由党両党などの賛成  
多数で可決成立をいたしました。また、保護法制の整備目標は1年以内とする附帯決議がつ  
いていました。基本的な武力攻撃事態の定義すらおぼつかず、国会の関与、地方自治体の責  
務、国民保護の内容について多くの疑問を残したまま成立させた矛盾だらけの欠陥法である  
ことは、多くの国民、団体、自治体などのいろいろな活動が示しているとおりでございます。

また、有事法関連の7法案は、今国会に上程がなされ、5月20日に衆議院で可決、5月26  
日に参議院本会議で趣旨説明が行われ、6月14日、参議院本会議で自民、民主、公明3党な  
どの賛成多数で可決成立をいたしております。今回成立したのは、国民保護法のほか、米軍  
に対する役務、物品提供を行う米軍行動円滑法と改正自衛隊法、敵国に武器など輸送してい  
る疑いがある船舶への臨検や船体射撃を可能とする外国軍用品海上輸送規制法などでありま  
す。国民保護法は、住民の避難や救援のため国、自治体、公共機関の役割を規定しています。  
国民の自発的な協力を盛り込み、救援のための民有地や家屋の使用、食品や医薬品などの物  
資保管について知事の強制権を認め、違反者には罰則も科すとなっています。日本有事で活  
動する米軍に弾薬や民有地を提供することも明記をしたとされています。

こういう状況の中ですが、元防衛庁官房長の竹岡勝美氏が発表されている私論を少し紹介  
したいと思います。「今や稼働する原子炉が52基にも達する日本国土が戦場と化す「有事」  
(戦時)の想像を絶する戦禍を思えば、昨今の北朝鮮や中国を敵視する米戦略に追従するか  
のごとき有事法制」騒ぎには疑念を抱く。周辺隣国に一方的な対日侵攻の意図など全く見え  
ないのに、超憲法的な国家体制までに踏み込みかねない有事法制と、なぜ今急ぐ必要がある  
のか。いたずらに周辺隣国への敵意と警戒心を煽ることにならないか。有事は国土の戦場化  
と見る私には、自衛隊法の「治安出動」や警察法の「緊急事態」などは有事に入らない。ま  
して不審船騒ぎや国際テロ事件は論外である。せいぜい防菅法令の補備で済む。今、起こり  
得べくもない隣邦からの対日侵攻を妄想し、改憲してまでも有事法制を急ぎ、無用の危機感

を国民に煽る必要がどこにあるのか。国土戦場の惨事をどう考えているのか。「有事法制の研究」程度にとどめておいて良いのではないかと、このように結ばれております。

この論説は防衛庁の中枢におられた方のものであり、端折って申し上げておりますが、多くの方が記憶にあられると思います。まさに有事法制とは国民の権利、自由を奪ってアメリカの戦争への協力・奉仕に国民を動員することです。

まず第1に、自衛隊法 103条を直接の根拠として、戦争のために国民の施設、土地、家屋、物資を使用、収用したり医療、土木建設、輸送を業とする者に従事命令を出すことができるようにされています。従わなければ処罰してでも強制ができます。第2に、自衛隊とアメリカ軍が日本国内で自由に行動できるように、火薬の取り扱い、道路、建築、医療など国民の生活と安全を守るために設けられているさまざまな規制を除外します。第3に、住民の避難など民間防衛体制、電波管理、港湾・空港の封鎖、機密保護、集会・言論の自由制限などが検討をされていきます。つまり、戦争をする国としての軍事優先の国家体制づくりと言えるわけです。平和的生存権をかなめとする日本国憲法の諸条件に真っ向から違反することは明らかであります。有事法制によって日本国憲法のもとの社会システムは、最後的な変質を迫られることになってまいります。それは単に憲法の前文や第9条の平和主義の否定にとどまらず、基本的人権の尊重や国民主権までを含めた憲法の三原則を制約し、じゅうりんするものとなるであります。

有事を理由に国家が国民の財産や権利を自由に制限できるという有事法制の思想は、戦前の国家総動員体制にもなりかねない危険な道であり、断じて認めることにはいかないと考えるものでございます。

以上、簡単に現在の状況なり、元防衛庁官房長の記事の引用と私の考え方を述べさせていただきました。

以下質問をさせていただきたいと思っております。

1点目でございます。有事とは何か。市としての有事に対する見解を具体的に述べてほしいが1点目でございます。

2点目が、国民保護法を後につくることとして制定された、今回14日に制定されましたが、武力攻撃事態対処法は敵国の戦車の上陸、侵略作戦を想定したものでございます。道路、病院、家屋などの接収を定めたりしておりますが、現在はピンポイントによる空爆、小型核兵器などの時代でございます。特に日本の地理的条件や高度な情報化社会を考えれば、戦車が来るのは東京や都市部を破滅状態にしてからではないかと、軍事専門家でなくても考えられます。武力攻撃事態法での有事を発令する事態とは、大半の国民が死傷する事態となるのではないかと、そんな事態を引き起こさないよう最大限努力していくことしか国民を本当に守ることなどできないのではないかと考えます。

以上の点からも、国民保護法はこのような武力攻撃事態法やアメリカ軍への支援法とセッ

トになったもので、極めて問題のある法案といえるわけです。市の担当課としてこれまで国や県に意見は提出されたのかどうか、お尋ねをいたします。

このことは極めて重要なものと認識をしています。市としての意見や疑問はないのかどうか、対応をお伺いいたします。

昨年8月の知事と政府の意見交換会の中で多くの疑問が出ております。その中で、政府の中核機能が残ることが前提となっているが、政府機能破綻を視野に入れた指摘がなされ、そのときの福田官房長官は思わずうなずいたということが新聞報道がされています。

このように本当にこの国民保護法制が実効性のあるものと市は考えられるのかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

次に、大きな特色として、平時における取り扱いです。

政府は国民の保護に関する基本方針をつくり、指定行政機関や県知事や市長は計画を作成し、指定公共機関は業務計画をつくらなければならないとしています。また、県や市は計画を策定する国民保護協議会、これは仮の名称ですが、を設置する市の協議会においては、市長と関係機関の代表などのうちから市長が選任した委員をもって組織をし、計画の変更はここに諮問するとあります。ここで言われる関係機関の代表とはどこが考えられているのでしょうか。

次、4点目でございます。

これは有事の際のみならず、平時において計画の作成に当たり多くの人々がかかわることとなってまいります。有事法制は日本の平和憲法とは相入れないものと論議が十分でない中、500ほどの地方議会からも反対や慎重審議を求める意見書が出ていたにもかかわらず、強行に成立がなされております。平時から議会などで戦時における計画づくりに参加しなければならないことが今後想定がなされます。個々における個人としての思想、心情はどのようにして保障されるのでしょうか、お伺いをいたします。

5番目でございます。

また、組織の整備、訓練及び啓発とあり、指定行政機関の長などは国民保護を円滑に行う組織を整備し、訓練を行うよう努めなければならない。また、政府は国民に対して啓発に努めなければならないとしています。この指定執行機関とは、例えばどういった機関を指すのかどうか、個々における組織とはどのような組織が想定されていくのかどうか、お伺いをいたします。

6点目でございます。

土地、もしくは家屋の使用または物資の収用に関し立ち入りの検査を拒み続け、また、忌避した者など10項目にわたって罰則がありますが、この罰則とはどのような内容になっていくのかどうかでございます。

7点目でございます。

平時から有事に向けての組織づくりや訓練は、私たちのまちづくりの方向とは相入れないものだと思いますが、どのように考えられますでしょうか。

8点目でございます。

過去の戦争の事実から見ますと、戦時下においては軍隊の活動が最優先をし、国民の命と財産は危機にさらされてまいりました。近代の戦争になるほど軍人よりも一般住民の方が戦争に巻き込まれる、死ぬ割合がふえてきております。大田平和総合研究所、これは沖縄にあるわけですが、この資料によりますと、一般人の死者数と占める率でございますが、第1次世界大戦では、死者 853万人、5%ですね、これは一般人の死者数のパーセントです。第2次世界大戦では48%が一般人、朝鮮戦争では、死んだ人の割合が84%、ベトナム戦争では95%が一般人の死者数を占めているというふうに報告がなされています。

第2次世界大戦後、国際法で敵味方双方の一般住民を守る条約ができました。ジェノサイド、大量虐殺が問題となったベトナム戦争後の1977年に従来 of ジュネーブ協定、戦争国際法が根本的に見直され、一般住民の保護を一層厳しくしたのが4条約であり、追加議定書でございます。これは自治体が宣言をすると、軍事武装施設を置かないなど条件をつけながら、その自治体への攻撃は手段のいかんを問わず禁止するというものでございます。私たちの命が自治体の宣言で守られるという条約でございます。

当初、主体が国であったものが、議論の上適当な当局、地方自治体が無防備宣言ができるようになり、それへの攻撃は手段のいかんを問わず禁止することになりました。世界約 180カ国のうち 154カ国が今署名をしております。

日本は今までこれには第4条約は承認しながら、この追加議定書には承認をしておりませんでした。今度の14日の法案の折にこれを締結したということが載っております。ということで、この締結は結ばれました。ということは、自治体がこの宣言をすれば、戦争のいろんな部分から軍事、武装施設を置かないという条件をつけながら宣言をすることができたなら、私たちの鹿島市がこれをもしするとするならば、こういうふうなものからも免れることが可能であるという、これは議定書であり法律であります。このことについてのお考えも聞かせていただきたいと思います。

以上で1回目を終わります。

#### ○議長（小池幸照君）

桑原市長。

#### ○市長（桑原允彦君）

市町村合併のことで御質問ですので、私の方からお答えをいたしますが、市長は今でも住民投票は必要でないと考えているかということですが、私は今でもやるつもりはございません。

それから、1年延期、可能性を追求するというのを言ったということではありますが、こ



れが来年の3月中に議決だけはしておかないと、この合併特例法による特例措置は受けられないということですから、その範疇で、その範囲内であらゆる可能性を想定しておくということが市長としては必要だという意味で申し上げました。

それから、合併関連議案の提出は慎重にやるべきじゃないかと。

これはちょっと論法がおかしいと思うんですね。双方で6月28日に提案をしますという約束をしたんです。むしろ6月28日というのは、皆さん経過から御存じのように、太良町さんの方が早く6月28日ということ想定されて、鹿島の方がそれに合わせるというか、そういう形もあったわけですね、これを合併協議の中の正式な協議として確認をしております、決定をしております。これを約束を守らない方に何で鹿島が合わせにやいかんのかと。

私は、合併協議会で協議をして約束をしたことは絶対守ります、あらゆることで。ですから、6月28日は約束どおり廃置分合議案を提案させていただくというふうに思っております。

それから、けさも新聞に載っておりましたが、一連のことについて申し上げますと、私が申し上げているのは、太良町さんがどのようなやり方をされようと、それは私がいろいろ関与することじゃないわけです。しかし、約束を守ると。この1年間鹿島市も太良町も総力を挙げてこの合併協議をしてまいりました。この合併協議の前提にあるものは、協議で確認、約束をしたことは絶対守るとというのが前提にあったはずであります。この協議を始める一番初めの段階で住民アンケートをとりました。そして、合併後のあるべき姿として住民の皆さんが不安に思っておられることをできるだけそれを排除する計画をつくろうということをもとに考えました。一番不安に思っておられることは何か、役場が遠くなりやしないかと、そういうことで総合支所方式をとりました。あるいは負担がふえはしないか、サービスが低下しはしないか、このことにもやっぱり住民の皆さんが不安に思っておられること、これはできるだけ配慮するというのが我々の基本方針ですので、そのようにしました。太良町の合併反対派は、そういうことを初め言っておられたのが、だんだんですね、我々は住民の不安にこたえるという形で取り組みをしていきましたが、具体的にあんまり反対の材料がなくなって、最後はこんな取り決めをして、鹿島市側は将来とも約束を守るのかと、協議会で決めたことを守るのかと、守らんとするって回んさったわけです。その上でですね、私は絶対守るつもりでございましたし、守るつもりですから協議もいろいろ議論をしたわけでしょう。それを合併前に、ほんのまだ一月もならない前に決めたことなんです。6月28日にお互いに鹿島市、太良町双方とも廃置分合議案を提案するという約束を決めたわけですから、これは私は絶対守らにやいかんというふうに思いますので、提案をいたすつもりであります。

**○議長（小池幸照君）**

山本総務課長。

**○総務課長（山本克樹君）**

寺山議員にお答えをいたします。

有事法制のことでございます。

先ほどありましたように、14日に有事関連の7法案が成立したばかりでございます。これから地方自治体に対しても具体的な指針、そういったことが示されてくるというふうに思っております。したがって、今かなり数多く御質問いただきましたけれども、明確な答弁になるかどうか、この辺は御了承いただきたいと思っております。

まず第1点目に、有事に対する市の見解と、こうおっしゃいましたけれども、有事そのものをどう我々が見解を出すのかというのは、非常にこれは問題だと思いますけれども、有事法制に対する見解ということで御答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、確かに、今度の有事法制に関しましては国民の間にいろんな意見が出てきているようでございます。

一つは、法整備に伴って日本が戦争に巻き込まれるのではないかと、それから、アメリカが起こした戦争に加担する法律なのではないかと、そういった意見もあります。ただ、国の考え方としては、今の世界ではそのような事態がいつ発生してもおかしくない状況にあるからこそ、国民の安全を守る国民保護法制の整備が必要であると、そういうことでございますから、そのように理解をいたしております。

それから、市として、国、県に対して意見は提出されたかということです。

今回の法案に対しましては、全国の自治体から約100項目以上ぐらいの意見が出されているようでございます。ただし、御質問とはちょっと違いますけれども、国民保護という視点での質問、国民を保護するためという視点での質問でございます。そういった意見でございます。当然当市からも意見を提出しております、やはり基本的人権の尊重、情報の提供をどうやっていくのか、住民の避難、経費の問題、そういった意見を10数項目にわたって出しております。したがって、この問題のある法案という視点での質問はしていないと、国民保護という視点での質問をしているというようなことでございます。

それから、国民保護法制が実効性のあるものと考えられるのかということです。この法律というのは当然有事を想定して広く関係機関の意見を踏まえた上での法律と認識しております、有事の際には必要な法律と考えております。

次の質問が市町村国民保護協議会のことだと思います。

この構成員につきましては、それぞれの関係機関の中から市町村長が任命するというふうになっております。これは国、県等の指導があるものと思っております。

次に、個人としての思想、信条という、その保障というふうなことでございます。

法案が可決されたばかりの段階ですので、いろんな課題等についてはこれから整理され示されてくるというふうに考えております。国民の協力というのがありますけれども、避難や被災者の救援、そういったことの援助、それから消火活動、訓練等への参加、国民がこれに応ずるか否かについては任意であり、義務とはしない考えであると、そういうふうなことでございます。

次に、指定行政機関についてですが、指定行政機関につきましては国の各省庁であると。対策本部長、内閣総理大臣が指定する機関となっているというふうなことでございます。

次に、罰則についてですが、特に住民に関することでは、通行禁止とか制限とか、そういったことに従わなかった場合は罰則、それから、土地、家屋の使用に関して立ち入り検査を拒んだと、そういった場合などは罰則規定があるようでございます。細部にわたってはまだこちらの方に連絡が来ておりません。

それから、平時における訓練等はまちづくりの方向とは相入れないのではないかということですが、訓練等がまちづくりの方向と相入れないという意味がちょっと私よく理解できないでおりますけれども、有事に備えての訓練は必要だというふうに考えております。

それから、最後ですが、ジュネーブ条約についての御質問でございますけれども、いわゆる武力紛争下で救護のために働く人とか、そういった施設を攻撃しないという国際的な約束がこのジュネーブ条約だそうでございます。

先ほどありましたように、追加議定書がまだ批准をされていないんじゃないかというふうなことだったんですけど、14日に3条約が承認されたというふうなことになっているようでございます。

私この中身がよくわかりませんが、今後は承認ですので、あと締結という形になるのか、そういう展開になるんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

11番寺山富子君。

**○11番（寺山富子君）**

2回目を行っていきたいと思います。

市町村合併についてでございますが、約束事ですね、本当に市長が言われる怒りといいますか、そういうものは私もよくわかります。やはり今まで決めていたものを一瞬にして全く納得がいかない形でこれが壊されたと、またしても1年間もお互いに話し合ってきた仲ではないかと、いろんな思いがあろうかと、本当に察しをしています。

それで、もしもこれが逆の立場ですね、私たちが太良の、こういうことがあるかどうかは別にして、困ったときは逆の立場で考えてみることも必要じゃないかと思うわけですね。それで、太良町長の気持ちというものは、やはりいろんな意味で思いがあったということも、全くわかりませんが、考えるわけです。

それで、町長の立場、法定協の副会長の立場という表現をされていますが、その表現の中で会長の立場よりも町長の立場が重要だと。考えてみたら、なるほどと思うような気持ちもしますですね。でも鹿島市長にこれを言わせたら、全く逆なわけですね。今まで一緒にやってきて、本当に握手をしたと、いろんなことがあったんじゃないかと、困ったことがある部

分についてはここまでこういうふうに案を項目の中で書いているし、そして、約束は守るんだというふうな中で、約束を守るといことが本当の条件の中でこういうふうな取り決めがなされ、53項目について協定書が結ばれる。その上でもって一夜にしてこの約束がほごになると。これは許しがたいという気持ちは、全く私も思います。

そういう中で、あえて市長の気持ちがわかりつつも、そして、私個人としても、そういうことはやはり許しがたいと思っています。

早い話が、これを結婚に例えたとします。そういううそつきとは結婚しないでいいんじゃないかと、早い話が、早くあきらめた方がよかったということもあるわけですね。それとこれは別かもわかりませんが、やはり相手があることだし、逃げる相手を追っかけるということもいいときもあろうし悪いときもあると。だけど、これには本人だけじゃなくて多くの市民、または多くの町民という住民が乗っかっているわけですね。自分だけの気持ちではなかなかいけないと、そこが大変つらいところだろうと私も思います。

そういう中で、このことが決まった時点で、いろんな人に会うたびにすぐこの合併の話になって、言われることが、「せっかくあがん一生懸命鹿島市は頑張りよったとけ、ペアになったね」と、こういうふうに言われる方がもう本当90%なんですね。

それで、あえてここで何かがあって、またこれが結ばれると、こういうことを言う人は私には今のところいませんでした。ですが、今回この記事が載ったことにおいて、約束についてだれもあんまり知らないといったらあれなんです、鹿島市民はやはりあんまり合併について熱心に考えていなかったという証拠だと思いますが、「あがんことのあったとね」とか、「あがん約束のあったとね」ということぐらいなんです。そのくらいにしか合併を考えていなかったという裏返しだと私は思って聞いておりました。

ということで、鹿島市民の多くの方はこれで合併はまたゼロになったということで、今さら太良とはもうだめだと、2市4町がだめになり、そして「湯陶里市」の問題で今揺れ動いている武雄を含めた1市3町もまだまだこれからなんです、その動きを見て、また考えんさつとやろうとか、いろいろ勝手に想像したり、みんな自由ですから、言われたりしております。

そういう中で、私として、一議員として、今回このことが上程をされたというふうに考えた場合、じゃあ私はどういうふうにしたらいいのかということからこのことを考えてみようというふうにしてみました。そういう中で、片や一方はこの法定協の離脱を言っていると、それを出す議会、そして、片や一方は、今までどおりの合併を目前に控え、合併するのかしないのかの是非を問う議会、同じものをめぐって全く、ちょっとばらばらなことを同じ日に、設定は同じ日だと思いますので、28日にそれぞれが真剣な議論をしながら臨んでいくと。そのことを考えたときに、私はこの案の上程は今回見送って、また、市長が来年の3月までに何とか方法を見出したいというふうなことを言われていたと思いますが、まだまだ方法は今

後もあるかと思うわけですね。今回これを出さないというのは否決ではないわけであって、これを出した場合、どういうふうになるか私は想像つきません。太良町のことも全くわかりません。ですが、個々悔しい、いろんな気持ちがあろうし、太良町もいろんな思いがあろうし、そういう中でそれぞれがそれぞれに思い思いをぶつけ合うことよりも、もうちょっと時間を置くという考えも一理あるのではないかなと、そういう気持ちでのこの案を今回は出さないでもいいんじゃないかと。これがあとどういうふうになるかわかりません。太良町がどういふ結果が出るかわかりません。ですが、そのくらい強気じゃないですけど、出ても、鹿島市民の皆さんは決してこのことに不満を抱いたりはされないと思いますし、今急いでそういうことをされるということについては、私としてはもうちょっと慎重に考えて臨んでほしいということでございます。

そういう中身でございますので、市長としては来年の3月までは精いっぱいそのことだけを頑張るということになっていくのか、また、市民の皆さんには鹿島市単独でいくという結論をいつの、この期間に出す考えがあるのか、また、来年の3月以降にそれは考えていこうとされるのか、もう鹿島市については今のところで新たな枠組みとかそういうことは考えられない状況であると私は思っています。ということで、合併をしないと厳しい、絶対やっていけないと心底思っているのかどうか、その辺までちょっとお伺いをさせていただければと思います。

質問がちょっと変な方向になりましたんですが、私の思いをちょっと聞いてみましたので、よろしく願いをいたします。

次の有事法制についてでございますが、これはもう6月14日に制定したばかりで、今まで考えてもいないような、戦後60年たった今、こういうことが上程されるという事態になること自体だれも想定しなかったというのが今回通ったわけですね。そういう中での質問でありましたので、今のような答弁にならざるを得なかったんじゃないかなというふうに思いましたんですが、にもかかわらず、丁寧に考えていただいたということでは本当によかったなというふうに思っています。

これを機会にですね、これがいいか悪いかは別にして、今後こういうことがこの議会でも有事法制のいろんな市民を守るための、どういう議案になるかわかりませんが、そういうことが出ることがゼロじゃないわけですね。そういうことをやはり議員も執行部も考えているなことに当たっていかなくてはならないというふうに思うわけでございます。

そういう中で質問をしたわけなんです、それぞれの項目については、もう微々細々言うことは、今回まだまだ今始まったばかりでありますので、やめたいと思います。

それで、有事法制になって、1回目の質問とあわせて一番気になることですね、自治体や事業所などですね、自治体というのはこの鹿島市ということです。事業所というのは鹿島市にある法案に出された関係する事業所ということを指すわけなんです、それぞれにもたら

す影響と責任ですね、責務といいますか、そういうふうなことをどのような形で想定されるのか、その辺についてどういうふうに考えていらっしゃるのかということが1点でございます。

2点目が、こういうふうな法成案が通過をしたということで、それぞれ県が今いろんな案をつくっているということを聞いています。そういうふうな中で、案が出たら、やはり急がれているということですので、市民の暮らしなどへの影響が考えられると思いますが、そのことについてはどういうことが想定されていくのか、それからまた情報のあり方ですね、どういふふうに市民の皆さんにこのことをお知らせされるおつもりなのかということをお聞きさせていただきたいと思います。

以上が2回目でございます。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

太良町長が副会長の立場より太良町長の立場を優先すると、これ確かにおっしゃいました。太良町長の立場を優先するというのは太良町民の意思を尊重するというふうに、太良町長さんの考えではそうなっています、理論が。

ここで一つ疑問なのは、じゃあ太良の町議会の意思は太良町民の意思ではないのかということが一つあるわけです。ですから、私はそういうことも含めて町議会の方とよく話し合いをしてくださいというお願いを最後にしたわけでありませう。

それで、約束を守ると、これは私がもし合併協議の中で約束したことを守らなかった場合は、これはもう鹿島市の名誉、鹿島市民の名誉にかかわることです。私はそういうふうに思っております。

内政だけの問題とは違って、これはいわゆる外政の問題絡んできます。一つの市の市長、それから一つの町の町長、これは特にそのあたりの市民の名誉、市、町の名誉まで担っているというふうに思っておりますし、また、けさの新聞にも載っておりますし、複数の情報を得ておりますが、議会は町長単独でそういう判断をされようとなされているということで反発をされているということでありませうし、昨日太良の議長さんからは、「こういう協議会での取り決めに破棄するようなことを言いに行くのに、自分としては、議会としては同道できない。だから私は参りませんから、よろしく願います」と、私は「そうですね」といふふうにお答えをしております。

それで、今回は太良町側と鹿島市側が10人ずつ出て、そして約束をしたこと、これは上程はします。約束は守ります。それはそのときの状況でいろいろな状況はあるでしょう。しかし、そのときには私は約束を守って提案をしますので、判断をどういうふうにされるかは議会の方が今度は受ける側で判断をされてよいと思うんです。とにかく私は約束を守ること。

今回私までもが6月28日に上程をしないということになりますと、太良町長に私は約束を守ってくださいと言っている立場の鹿島市長までもが約束を破ることになるわけです。そういうふうな考えでありますので、どうか御理解を賜りたいと思います。

それから、合併をしないと今後やっていけないと心底思っているのかと。

これはやっていけないことはないんです。ただし、そのためには住民の負担は急激にふえるし、サービスは急激に低下します。福祉面、あるいは各種ハード事業面で急激に住民サービス低下するわけです。ですから、この合併の必要か必要でないかということは住民にとって、あるいは住民生活にとって必要かどうかということ考えた場合に、私はサービスはできるだけ低くない方がいいし、負担は高くない方がいいと、これを基準に考えますので、今でも合併はやっぱりした方がいいというふうに思っているわけであります。

**○議長（小池幸照君）**

山本総務課長。

**○総務課長（山本克樹君）**

2回目の御質問にお答えをいたします。

自治体とか事業所等にもたらす影響責務、市民の暮らしへの影響と、そういったことをどう想定されるかということですが、今の段階では、大まかには国、県、市町村の役割、それから、こういった事業所を含めた、いわゆる指定公共機関の役割とか、国民の協力と、そういったことはそれぞれに示されております、大枠でですね。ただ、先ほども申し上げましたように、今法律が成立したばかりでございます、これから具体的なマニュアルと申しますか、そういうものが詳細にわたって示されてくるというふうに思っています。なおかつ、その過程では県や市町村の意見というのは当然求められてくると思います。

それから、これが進んでくる段階において一定の事項については、条例制定ということも想定されておりますので、その段階ではお諮りすることになるかと思えます。

二つ目におっしゃいましたのは、市民への情報の提供というふうなことです。

これは非常に大事なことでございます。これは当然のことだと思います。逐一やっぱり公表していくべきだというふうに考えているところでございます。

**○議長（小池幸照君）**

11番寺山富子君。

**○11番（寺山富子君）**

3回目を行っていきたいと思います。

市町村合併についてでございますが、全くこういうふうになろうなんて、だれも予想はしていなかったわけですね。というのは、太良町が住民投票を行うということは、これはわかっておりました。ですが、太良町が住民投票の結果いかににかかわらず、やっぱり議会での審議をするというふうなことを、これは最初からうたわれていて、そのことが項目に載って

いたと、こういうことでそれぞれの住民説明会もなされてきたと。その結果、どういう考えになられたのか、私はわかりませんが、さっき言ったように、町長としての立場という責任の重さといいますか、その辺での御判断をされたんじゃないかと思います。にもかかわらず、なかなかそのことは鹿島市にとっては理解をしがたい、理解ができないというところであろうかと思います。

そのことについて、私が「うんにゃ、それは絶対いかんですよ」とか、それはもう私の個人の考え方であって、これが議会の考え方なのか、私は一個人の議員として私の考えを述べているわけです。できたらですね、ここで言うのもなんですが、こういう重要な時期ですので、やはりそれぞれの議員の皆さんの考え方もある場を設けていただいて聞くことも大事じゃないかなと。太良町は太良町で今回の住民投票について、町長がああいうふうな決断を出したことについて議長は遺憾というふうな意見を申され、太良の議会としてはそれぞれそのことについて今議論がなされている最中であろうかと思います。

でも、鹿島市はやはりいまだに太良町の方を向いているわけですね、どうなるだろうかと。にもかかわらず、市長はやはりこれは決めたことだから、自分は頑として守ると、それが市民への務めであり、市民への信頼を裏切らないという形での市長の意見。ですが、それぞれ市民の皆さんにも考えがあろうかと思いますが、でも決めたからこれでいくということで、それは結構であろうかと思いますが、ですが、事こういうふうな市町村合併についてはもう少し考えてもらいたいなと、それぞれ言われているように、市町村合併というのは50年、100年は無理なんです、30年、50年先の未来を見据えてのことですので、もう少し考えていただきたいという、これはもう私の意見を言うしかありません。市長の考えはもうどこまでいってもそういうふうになるんじゃないかなというふうに思っています。

今回出されるということでそれぞれの議員がこれを受けて判断をしたらいいんじゃないかと。ということは、議員の責任になってくるわけですね。ということは、議員はもっと考える場所をそれぞれ必要とするんじゃないかなと今思った次第です。

このことについては、私としては申しますが、両長の合意、合意というのは、両方とも同じ廃置分合議案を出すという合意ですね。出されたときにやはり出してほしいということを私は申し添えたいと思います。

ちょっと市長の気持ちというのは私も十二分にわかって言っておりますが、私の考えはそういうふうなところでございます。

次に、有事法制についてでございます。

本当に今出されたばかりのほやほやの法案をこういうふうな場所で質問をするということではありますが、ですが、今回のこの法案というものは、私たちの市民生活、市民生活というよりも国民のレベルでの生活の中で、また、国際的にも大きな動きの法案ですので、ぜひみんなで勉強していかなければという思いで今回質問をさせていただきました。



このような情勢下、今、年金法案とか、国会ではいろんなことが言われています。この大事な有事法案というのが、年金法案とかイラクのいろんなものの中に、一番大事と考えられるこういう法案が隠れていたわけですね、と私は思っています。

そういうふうな中で、年金法案にしても国会の中で強行採決されるというふうな事態、有事法案にしても1回の提案でもってこういうふうなものを、しかも7法案一括審議で採決をしてもらおうというふうに進めている、こういうふうな中で私は本当に、こういうふうな国会のあり方というものを危惧している者の一人でございます。

政治不信にならないように、鹿島市がこれを受け継いで、市民の皆さんが心配をされているかと思しますので、そういう中できちんとした市の指針なり考え方を県に申すなどして、市民がこういう法案ができてよかったということはないんですが、法案ができたけど、鹿島市はこういうふうで何とか安心して暮らせると、そういうふうな事態を執行部、そして議会で今後つくり上げていく、本当に重要な時期を迎えていると思います。

これについては、市長の考え方ももう固まっていると思いますし、もう有事法制についても今後のことでもありますので、もし何か御意見がありましたらお伺いをして、私の質問を終わりたいと思います。

**○議長（小池幸照君）**

出村助役。

**○助役（出村素明君）**

今回の有事法制関連法案の取り扱いといいますか、今後のことについてですけれども、先ほど課長が申し上げますように、今国会で成立したばかりでありまして、具体的には今からそれぞれの国の役割、地方の役割というのが示されていくと思います。そういう中で、議員もおっしゃられますように、十分私たちも勉強をしていきたいというふうに思います。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

合併問題についても、心情的には一緒ということもありますので、そういうことを受けながら最後にお答えをいたしたいと思いますが、論理性というところから整理をしたいと思えます。

副会長の立場より太良町民の意思を尊重すると、これは論理的に確立できていると思うんです。これおかしいところ何もないですね。私も何かの場合には、どこかの協議会かなんかの副会長ばしよって、これは鹿島のため、鹿島市民のためにならんというぎ、鹿島市長としての立場を優先しますよ、それは。それともう一つこれにあるんです。協議会で決めたことの約束を守るといのが、一つこれあります。これは当然のことですね、協議会で約束をしたことは守ると、先ほど言いましたね、これを破るとなると、鹿島市民の、あるいは市の名

誉まで損なってしまうと。

問題は、この二つの論理を一緒にあわせたときにどうなるかということなんです。私たちは合併協議会の中で、市長も町長も、両助役、それから議会からは両議長、両副議長、そして住民代表、それから県からの代表2人、こういういわば両市町とも総力を挙げたメンバーを出して、そして、その中で決めていることです。しかも、協定調印式で私たちはこういう約束をしました。約束をしたことについては守りますと。知事まで仲人として来ていただいて、この約束を公のものにして、守りますということを我々はちゃんとやったわけです。

したがって、この副会長の立場より太良町民の意思を優先すると、それから協議会での約束を守ると、私はこういうことを考えてみますと、やはり協議会で決めたことの約束をやっぱり守ることが大事なのではないかというふうに思っているわけであります。

それから、これは太良町長さんはああ言われましたけど、まだ太良町として最終決定されているわけじゃないんです。きょう昼休みもいろんな情報の収集をしましたけど、これはまだ最終決定じゃないんですよ、出さないということが。ですから、特にこの段階で鹿島として出すとか出さないとかいうことにはなりませんし、私自身は6月28日には両市町で約束をしたとおり提案をさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○議長（小池幸照君）

以上で11番議員の質問を終わります。よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は、明6月17日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時3分 散会